

第五十一回国会
衆議院

法務

委員会

議 録 第二十九号

昭和四十一年四月二十一日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 濱田 幸雄君

理事 鍛冶 良作君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

理事 山 ロンヅニ君

理事 山田 耻目君

理事 志賀 義雄君

出席政府委員

法務大臣 石井光次郎君

警視廳長 高橋 幹夫君

警務局長 新谷 正夫君

検事長 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

法務事務官 堀内 恒雄君

参考人 松本 正雄君

参考人 金子佐一郎君

参考人 津末 宗一君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

参考人 中島 徹君

参考人 高橋 勝好君

参考人 阿部 康二君

○大久保委員長 これより会議を開きます。
商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案について参考人より意見を聴取することとし、お手元に配付いたしました名簿の方の御出席を願っております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用中のところ、わざわざ御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

御承知のように、本案は、現下の経済情勢にかんがみ、株式会社運営の安定をはかり、株式譲渡の手續を合理化し、さらに、資金の調達の方法を容易に、かつ適正にする等のため、株式の譲渡制限、額面株と無額面株との間の変更、株式の譲渡方式、議決権の不統一行使、新株発行の手續、新株引き受け権の譲渡、転換社債の転換請求等の七点にわたって改正しようとするものであります。

本案は、いわゆる基本法の改正でありますとともに、経済界、一般投資家はもとろん、各界においてきわめて深い関心を持っておられる議案であります。したがって、本委員会では、その審査に慎重を期するため、ここに各位の御意見を承る機会を持った次第であります。何とぞ、各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べくださるよう心からお願ひ申し上げます。

なお、議事の都合によりまして、御意見は、最初御一人十五分程度にお取りまとめをお願い申し上げます。

それでは、まず大隅参考人よりお願いをいたします。

○大隅参考人 今回の商法の一部を改正する法律案の改正の要点は、ただいま申されましたように

七点でございますが、便宜上比較的問題の少ないと思われる点から私の考えを申し上げます。

第一に、転換社債の転換でございますが、これは現在の商法におきましては、会社の事務負担を軽減する意味から、株主名簿の閉鎖期間中は転換の請求ができないことになっております。そういういたしますと、わが国の多数の会社のように、年二回決算を行ないます場合には、一年のうち四カ月は、転換請求ができないことになりまして、転換社債の妙味が著しく削減され、したがってその発行が困難になることは当然のことでございます。

その意味で、今回の改正案は、株主名簿の閉鎖期間中でも転換の請求ができることとし、ただ、その転換によって発行された株式については、当該株主名簿の閉鎖期間中に限り議決権がないものとするのであります。きわめて妥当な改正であると考えます。

第二に、額面株式と無額面株式の相互転換を認めようとする点でございますが、現在無額面株式を発行してある会社はごく少数でございますから、当面の問題としてはこのような改正をする必要は必ずしもないというふうにもいえるかと存じますけれども、しかし、商法が無額面株式を認めまして、しかも同一の会社が額面株式と無額面株式の双方の発行を認めております以上は、このような会社におきまして、額面、無額面の間の相互転換を必要とする事態が生ずることは当然のことでございます。この点について現行法が規定をしないのは、やはり法律の一つの欠陥といふべきでございます。この点の修正をすることも妥当だと考えます。これによりまして、将来における無額面株式制度の利用が促進されるという利益があるものと考えます。

第三は、定款により株式譲渡の制限を認めようとする改正でございますが、理論的に考えますな

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、田中武夫君及び山田耻目君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、山田耻目君及び田中武夫君が議長の名で委員に選任された。

らば、中小企業と大企業を分けまして、それぞれに最もふさわしいような会社形態を整備することが最も望ましいものと考えます。と申しまして、中小企業をすべて有限会社に追いやろうということではないのでございまして、株式会社形態をとるにいたしまして、たとえば中小企業の会社につきましては、それに適当しない規定の適用をはずすような措置を考え、大企業の会社につきましては、現在よりも一そうそれに適合するような株式会社法の規定を整備するということがございまして、しかしながら、このような改正は早急には実現困難と考えられますので、さしあたりの問題として、従来から中小企業の会社において要望されております定款による株式譲渡の制限を認めようとすることも適当であると考えます。これを認めるにつきまして、改正法案では、昭和二十五年の改正前の商法と違ひまして、定款で株式譲渡の制限を認めることができるといった広い規定のしかたをいたしませんで、定款をもって取締役会の承認を要する旨を定めることができるという定めをなし得るようになっている点も妥協であると考えます。株式譲渡の制限としては、これが必要かつ十分だと考えられるからであります。しかしながら、改正法案が、二百四十四条の二以下の規定におきまして、取締役会が株式譲渡の承認をいたしません場合に、会社に先買い権を認める非常に複雑な規定を置いておりますが、これにつきましては、株主の投資回収を保障しようという立法の趣旨はわかりますけれども、これほどまでに規定をする必要があるかどうか。また、このような規定を置きまして、はたしてそれがうまく動くものかどうか、いささか理論倒れに終わらないかという懸念を持たないものでございまして、もっとも、立法のねらいは、これがいわば一つの伝家の宝刀となりまして、取締役会もやたらには株式譲渡の承認を拒まないことになり、株主としても、あまり無理な主張をしなくなるのじゃないか、そういう点を考えているものとすれば、この規定の趣旨も理解できると考えます。

第四は、新株引き受け権の譲渡に関する改正でございまして、株主の新株引き受け権が譲渡できることは、これは現行法でも認められておるところであります。その譲渡の会社に対する効力について議論がありますので、実際上新株引き受け権の譲渡は困難な状態になっております。しかしながら、新株発行にあたりまして新株引き受け権の譲渡が認められませんか、私い込み資金を持たない株主は親株を処分しなければならぬということになりますし、またアメリカ在住の株主は新株の引き受けができない上に、しかも新株の引き受け権を譲渡してプレミアムを入手するということができないことになりまして、外資導入の上にも支障を生ずるおそれがあると考えます。それゆえ新株引き受け権の譲渡を認めるという改正案の規定も妥当であると考えます。ただ、この場合に、再評価積立金の資本組入法におきましますように、新株引き受け権の譲渡ができるということ、その譲渡は会社の承諾によって会社に対抗し得る、こういう立法をするだけで足りるのではないかと、こういうことも考えられなくはないかと存じます。しかし、たとえそのようにして新株引き受け権の譲渡を認めまして、その流通市場が形成されない限り、実は適正な価格をもって新株引き受け権の譲渡をするというところは困難でありまして、先ほど申しましたような株主の利益保護の点は解決されないことになりまして、この点でも考慮いたしますと、今回の改正法案のような相当複雑な規定を置くかざるを得ないことになると思ふわけでございまして、もちろん会社によりまして、株主に新株引き受け権を認めて新株を発行する場合におきましても、特に新株引き受け権の譲渡を認める必要のない場合が少なくありませんけれども、改正法案では定款または新株発行決議で新株引き受け権の譲渡を認めた場合に限り、法案の定めるような手続をとらせておるのでありますから、この改正で適当であらうと考えます。

第五は、新株発行に関する二百八十条の二第二項の改正でございまして、これまで株主以外の者に新株引き受け権を与えるには株主総会の特別決議が要するとしておりましたのを改めまして、株主以外の者に対して特に有利な発行価額で新株を発行する場合に、株主総会の特別決議が要る、こういうふうにしたし、同時に、新たに会社は払い込み期日の二週間前に新株の数、発行価額、払い込み期日、募集の方法などを通知または公告して株主に知らせようとおるものでございまして、この改正も適当であると考えます。これはいづゆる買取り引き受けを適法化するものであるといわれておりますし、そういえるとは思いますが、けれども、しかし、ここで注意すべきことは、この規定は決して買取り引き受けを無条件に認めようとするものではないのでございまして、新株の発行価額が公正な場合に限りこれを適法化しようとするものでございまして、法案はその趣旨で、特に有利な発行価額をもって発行する場合に株主総会の特別決議が要る、こうしておるわけでございます。もちろん、特に有利な発行価額とは何をいうか、こういう問題がございしますので、この表現が適当であるかどうかについては議論の余地もあり得ると存じますけれども、しかし、これにかわる適切な表現方法を求めることはむづかしいように思われるわけであります。そして、もし実際界でこの改正により今後は安易に買取り引き受けをするのができるといふような印象を持たれるとすれば、私は、これは誤解であると考えます。この改正が実現いたしますならば、買取り引き受けをする場合には、会社の代表者としては新株の発行価額が特に有利にならないかどうかに精神を集中いたしました慎重な行動をしなければならぬわけでございまして、そうでなければ、取締役の責任を生ずるものもよりのこと、その新株発行が差しとめられる危険が多いからでございまして、この点で払い込み期日の二週間前に株主に通知または公告によって新株発行に関する要点を通知させ、株主が新株発行の差しとめをする資格を持ち得るようにしておる法案の規定が

大きな意味を持つておるものと考え次第でございまして、あるいは、新株の発行価額が適正であるかどうかにかかわらず、買取り引き受けそのものが不当であるという反対論もあり得るかと思ひますけれども、現行法のたてまえからいたしますと、やはり資本調達機動性を趣旨としておるのでありまして、買取り引き受けそのものを否定する立場は認めがたいと思ひますし、経済の要求にも合わないと思ひます。第六は、議決権の不統一行使を認めようとする点でございまして、信託財産に属する株式、ADRの発行されておる株式などにおきまして議決権の不統一行使を認める必要のあることは、すでに一般に承認されておるところでございまして、ただ、そのような議決権の不統一行使が現行法のもとで可能かどうか、学説が分かれておりますので、その点を明らかにしようとするのが今回の改正であらうと存じます。そして、結論的に申しますと、私は、現行法でも議決権の不統一行使は可能であると考へておるものでありまして、このような改正案によってそれを立法的に明らかにすることは適当であると考えますけれども、改正案の規定としては、議決権の不統一行使が許される、これだけで足りるのではないかと存じまして、その他の規定は、ことに二百三十九条ノ二の第二項の規定は必ずしも必要ではないのではないかと考へるものでございまして、かりにこの規定を置くといいたしましても、第一項後段の「理由」というのは、第二項で会社が議決権の不統一行使を拒否し得る理由と関連したものでなければならぬと思ふのでありまして、その点でいささか規定のしかたに足りないところがあるのではないかと感じを持ちますが、あるいはこれは解釈の問題で片づくことかと存じます。

なお改正法案は、会社は株主が二人以上の代理人を総会に出席させるのを拒むことができるという規定を置くこととしておりますが、これも現行法のもとですでに同一の問題が生ずるのでございまして、必ずしも不統一行使を認めることと直接に

関係のあるものとは考えないのでありまして、この規定を置くこともやはり多少疑問がなくてはならないように存じます。

最後に、株式の譲渡方式を改めまして、裏書きの廃止をする点でございます。これにも私は賛成でございます。御承知のように、現行法では記名株式の譲渡につきましては、株券の裏書きまたは株券及び譲渡証券の交付によることになっておりますけれども、その裏書きまたは譲渡証券における記名捺印は実際には履行されておらないのでございまして、むしろ大部分が単なる捺印だけによっております。法律上種々の問題を生じております。のみならず、その判はどんな判でございます。のみにまして、日常所用のものであることも必要でないでありますし、さらに、たとえその印鑑が偽造でありまして、譲り受け人は善意取得をするわけでございまして、しかも手形の裏書きと違ひまして、株券の裏書き人はこれによって担保責任を負うわけでございませぬから、譲り受け人としても譲渡人の用いる判については何らの注意を払わないのが実際であります。こういうことでありますから、株券の裏書きまたは譲渡証券を認めまして、株主の権利の保護には何ら役立つところはなく、むしろこれは単純な形式的な手続きになっているといつても過言ではなからうと思つてございまして、この点は証券会社によりまして、判を忘れてきた顧客のために、印刷屋の店頭におけるように多数の判を用意しておるところもあるかに伝えられることがそれをうかがわせるものと存じます。もつとも、それは申ししても、判について持つておる国民の感情を無視することはできない、こういう議論もあるかと存じますけれども、しかし、そのような国民の感情を考慮することによって、かえって株主に理由のない安心感を与へ、その権利を喪失させるような結果になることは妥当ではなからうと存ずるのでありまして、むしろ株券は金銭と同じであつて、一たん失つた以上回復の可能性はきわ

めて乏しいというその事実をありのままに示すことが、むしろ株主の保護になるのではないかとさえ考へ得るよう存じます。

このような次第でございますが、いずれにいたしましても、株主の地位は、この裏書き廃止が行なわれるといふことにかかわらず、きわめて不安定といふことがいえるわけでございまして、その意味でここに特に株主の利益をはかる必要があるわけでございまして、それが改正案では株券不発行制度ないし株券の寄託の制度になつてあらわれておると存ずるのでありまして、この点も妥当であると存じます。現在のように株式が大衆化しておるところでは、各個の株主が銀行や証券会社株券の保管を委託することは困難でございまして、やはりこのような制度によつて株主の地位の安全をはかることは適当であらうと存じます。あるいはこのようにいたしますと、会社の事務負担が増加するでありましようが、しかしそれは、株主の利益のために行なわれることでありますから、それをいふ理由はないと存じます。また、一部には、この制度の乱用を憂へる声もなくはないやうでございしますが、一たん不発行にした株券を再交付する場合には、会社は相当の手数料をとることができまして、再発行を要求された場合にも、何も即座に新株券の交付をする必要はないのでございまして、相当の期間内に交付すれば足るものと考えられますから、乱用の点もそれほど心配するに当たらないのではないかと、このように考へます。

簡単にございしますが、これが私の意見でございます。

○大久保委員長 松本参考人。

改正の七項目のうちで、第二の額面株式と無額面株式との間の変更については賛成でございます。また第四の議決権の不統一行使、これについても賛成でございます。それから第六の新株引き受け権の譲渡、これについても賛成でございます。それから第七の転換社債の転換請求、これについ

ても賛成でございます。以上の四項目につきましては、日本弁護士連合会の司法制度調査委員会においても十分検討いたし、理事会においても承認せられて、それぞれ賛成意見が発表されております。

問題は、第一の株式の譲渡制限、それから第三の株式の譲渡方式等、第五の新株発行の手続、これについては若干問題がございしますので、意見を述べさせていただきますと思つております。

まず譲渡制限につきまして、当法務委員会に弁護士会の意見をかつて提出いたしました。それは、株式会社は公開性を持つてゐることが本質であつて、この本質を曲げた改正をなすべきではない。もし公開性をやめて閉鎖的な会社にするとするならば、有限会社の形態を利用すればよいではないかといふことであります。また、株式譲渡の制限がありますると、株式市場での取引が支障を来たしはしないか。次に、株主が投下した資本の回収が実際上困難になるのではないかと、いろいろな点を懸念してにわかに賛成しておりません。ですが、この見解は主として理論的、観念的な考への上に立つておるのであります。したがつて、実際上の必要から生まれたといわれるこの改正案に対して、さして強い反対の意見が盛り上がつておるわけではございません。私個人としては改正案に反対ではございません。これはこの株式の譲渡制限ができるのはごく小さい会社、また資本的に特殊な関係にある会社、あるいは特殊な性格の会社、たとえば雑誌社というような会社であつて、大きな上場会社にあつては、このような譲渡制限といふことは実際上できないだらうと思ひます。株主総会の決議によつて定款を変更するにしても、株主の過半数の出席を必要としておる案でございますので、そういうことは、実際上大会社においてはできないことであらうと、このような改正案は実際問題として差しつかえない、こう私は考へております。ただ、先ほど大隅先生もおっしゃつたように、御承知のように株式会社の

数は日本で六十万からあるといふことで、そのうち上場せられておる会社は二千か三千にすぎない。株式会社の名前はあつても總會などやらない会社が大部分であつて、小さい料理屋だとか旅館、小売り店等までも株式会社の名前を用いておる。これは税金の関係からと思ひますが、これらについては、大会社と一緒に考へるわけにはいかないといふことを、この改正案を拝見するに際してしみじみ思つております。

なお、この改正案の二百四十四条ノ二から二百四十四条ノ五に、いわゆる譲渡の相手方を指定する手続がいろいろ規定されておりますが、いかにもめんどろくさいやつかいな規定になつており、実際の運用に際しては非常な困難が予想されるのではないかと、こう思われます。

次に、株式の譲渡の方式等について申し上げます。

これに關しては、当法務委員会にさきに日本弁護士連合会から株券不発行に關する規定の新設はやめられたい旨の申し入れをいたしてあります。不発行についての規定には反対であります。その理由は「株式譲渡方式ハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス」という第二十五条の第一項の規定が原則として存在しておりまして、この規定が株券不発行の場合についても適用があります。不発行の場合について特別の処分方法が認められていないので、何だかすっきりしない一貫したものを感じられぬからであります。結局、この規定を置かれる譲渡方式を改正されるという根本の趣旨は、株券所持の危険防止といふただこれだけのことでありまして、これだけのためにこの規定を新設するのはどうであらうかといふことでございまして、現在でも株主のうちで株券をたくさん持つておる人は、それぞれ自分の信用する金融機関の保護預かりとか貸し金庫を利用して、みづから安全と思はれる方法を講じております。一般大衆は、株式を所持しておるということ、しかも有形的なものにたよるといふ安心感といふこと、また所持欲といひますか、そのような心理的なものがかなり作用し

ておるのではないだろうかと思ひます。無形の権利だけにたよるといふほど、まだ国民一般の権利意識が普及してはいないのではないかと考える次第でございます。

次に、二百五十五条の改正につきましてですが、株券の裏書き、または譲渡証券の交付を要しない、株券の交付のみでよいという改正案は、いろいろ議論いたしました。大体の方向としては差しつかえないではないかというのであります。しかし、私個人をはじめ一部の者には、どうも現在の状況では行き過ぎではないかという強い意見がございました。ただいま大隅教授のおっしゃったように、裏書きは三文判でもよい、何でもよいのだ、ただ形式にすぎないという説が有力な説でございますが、たとえ単なる形式であっても、そこに判を押すということに心理的な何ものかをわれわれは感ずるのであります。現に、一般の家庭に盗難事件があつても、現金は持っていない、株券は盗んでいかなければならない、株券は現金と異なるといふのが現状でございます。また、紛失しても、株券はやはり発見しやすき場合が多いです。何か株券は扱いにくいものであるということ、一般の人々に意識されているんじゃないかと思ふのであります。それが今度、株券はお札と同じである、持っていけばそれでいいのだというところがずつと普及しますと、盗難はふえるし、紛失も増加するという気がしてしうがないのであります。この改正案は、証券会社が多量の株券を取り扱われるのに非常にめんどうだし、お困りだろうから、こういうことができたのだらうと思ふのであります。一般大衆の株主はそれほど改正を必要と感じていないのではないだろうかと思ふのであります。

次に、新株発行の手續についてでございます。法務省の民事局の御説明によりますと、株主に對して重要なことは、株主以外の者に対して有利な価額で新株が発行されて、株主の経済的利益が害されることであつて、株主以外の者に対し新株引き受け権が付与されることではないとされております。しかし、この説明理由は、株式を上場している会社については納得が出来ますが、株式の上場せられていない会社、すなわち株式の売買が自由にできない大部分の株式会社に通用するかどうか、たいへん疑問に思ふのであります。日本弁護士連合会としては、特に有利な発行価額でなくとも、株主以外の者に新株引き受け権を与えて取締役が自分のほうの派の勢力の強化をねらう不当な処置をとるおそれはないだろうか。あるいは、従来の株主が有していた株式の比例的地位が侵害されるおそれはないだろうかというところで反對の意向が強いのでございます。その旨を表明しております。もともと、あまりに不当なときには差し止め請求も可能でしょうが、實際上この手續をとることは実務的に非常に困難を伴つております。私個人の見解としては、株式が市場で上場せられていない中小企業にとっては、この日弁連の見解もうなずけますが、株式の取引が市場でなされている大会社の新株引き受けについては改正案に賛成でございます。特に、端株とか失権株の公募については、こういうような改正案はどうしても必要であると思ひます。ただ、申し述べたいのは、「特ニ有利ナル発行価額」という規定でございますが、これは今後相当争ひの種になることが多く、これが予想せられる表現と思ひます。また、端的に申しますと、有利発行といふと、株主にとつて有利ということに常識的になつておるやうであります。この法文をすなおに読みますと、会社にとつて有利なのか、株主にとつて有利なのかわかりにくいんじゃないか、こう読みとれると思ひます。

もう一つ、改正案の二百八十条ノ二の第一項ハ号の法文についてありますが、ここに「株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ發行スベキモノ」とございまして、この「發行スベキモノ」とは、どうして「者」という漢字を使用されなかつたか、あるいは特別な意味があらうのか、ここいらの表現がどうもまずいのではないかと思ひます。「モノ」という場合に、これは金融機関とか得意先とか、そういうような特別の存在を指すのではないかと思ふのですが、「者」という漢字にせられないで「モノ」と書いてあるのは、何か特別な意味があるのかどうかお尋ねをしてから意見を述べざるべきであるかと思ひます。以上、一応疑問を表明しておきます。

以上、大体申し上げたとおりでございますが、一般的に意見を述べさせていただきますと、どうも法文がだんだんむずかしくなつて便宜の規定が非常にふえてゐる。あまりこういうこまかい規定は商法典のあり方として望ましくないのではないかと一考をいたしました。

もう一点は、株式会社法の根本的改正についてお考え願ひたいかどうかという点であります。先ほど大隅教授も言われたように、大会社と小会社とがまるで性格が違うのですが、商法は一緒にして規定してゐるところにいろいろな矛盾が起きてゐると思ふのであります。どうしても大会社と小会社とは區別して規定せられる必要があると、今度の改正案を見てさらにしみじみ思ふのであります。

もう一つ、最後に、今回の改正も一部改正でございます。戦後数回から商法は改正せられておりますが、依然としてかたかなを使つておられて、そして文語体である。最近の二十くらゐの若い人はかたかなを習っていないはずで、文語体もそう習っていないはずで、商法典がますます一般國民に親しみの持てないものになつてくる。これはたいへんな難事業でございますが、数年かかってでもいいから、もう少し平易な法典にしたいだきたい。この改正案に際して特にそう思いますから要望させていただきます。

○大久保委員長 金子参考人。

○金子参考人 それでは、私から少し所見を述べさせていただきます。

本日、商法の一部を改正する法律案につきまして、経団連の経済法務委員会の委員長という立場で所見を述べさせていただきますと思ひます。同法案が一日も早く国会を通過いたしまして具体化するようなことは、前からお願いを申し上げておつたところでございます。かねてから経済界におきましては、商習慣と商法とがかなりの懸隔を有しております。経済界の実情に沿わない面があらうので、商法を早急に改正するように希望してまいつたのもそのためでありました。政府のほうでもこれをお取り上げになりました。法制審議会の議を経てここに国会の審議にまで進展いたしましたことは、われわれとしてはたいへん喜んでおる次第でございますが、願ひくは一日も早く法律としてこれが実現することを期待してゐるわけでございます。

まず今回の商法改正案は、私ども経済界の要望に沿つてその改正内容がいろいろと組み立てられてゐるようによろしく思ひます。そのおもなところは、外資導入に便ならしめるということに重点が置かれてゐるようになつてゐる。国内の資金調達面を円滑に行なうために、買い取り引き受けあるいは額面、無額面の相互転換等につきまして、商法上明文の規定を設けたこととがまず第一の問題であります。また、外資の調達上不便を感じておりました面の改善のために、転換社債の株式への転換請求を株主名簿閉鎖期間中も認めるということ、また、議決権の不統一行使を認めること、新株引き受け権の譲渡を認めることが第二の問題であります。第三は株式の譲渡方式を變え、ともに株券の不発行を規定する問題であります。その他、株式の譲渡制限の問題もございまして、これらにつきまして全般にわたつて御説明申し上げる時間もございますが、すでに大隅参考人、松本参考人からたいへん触れられておりますので、本日は重点を述べたいと存じます。

二、三の問題について所見を述べたいと存じます。

今回の改正案のうち、買い取り引き受けの問題に、私どもは最も重点を置いてゐるのでございます。御承知のとおり、日本の企業の自己資本比率が著しく悪化してゐる現状でございます。諸外国

の企業に比しまして、はなはだ内部蓄積が低いのでありますが、どこに相違点があるかについて調査比較してみますと、資本積み立て金が著しく不足しておりますことに気づくのであります。わが国の増資は株主に額面を割り当てるという慣行になっておりますので、プレミアムを獲得いたしました資本積み立て金を増加させるという企業が少ないのでございます。これを改善するために増資新株を公募して株式市場価額に近い額で払い込みをさせることにいたしますれば、額面をこえる額はプレミアムといまして企業内に内部保留されるわけであります。このことによつて生じた資本積み立て金は、金利負担も、配当負担も、税金もなく、したがって企業としては、最も負担の軽い資金コストで資本調達ができますので、企業の体質改善には非常に効果的であると考えられているのでございます。

場合、証券会社は公募価額がかりに百五十円となつておりますれば、百五十円で発行会社から買い取り、一般にも同じ百五十円の価額で公募するわけでありますから、証券会社はこの面では幅を見込む余地はないのであります。ただ公募の世話をした手数料を別に発行会社から受け取るということが考えられるのであります。

この買い取り引き受けにつきまして、第三者に新株引き受け権を与えたことに解されますと、従来の慣習がくずれまして、企業の資金調達がその面で非常に困難になります上に、通常の株主割り当ての増資の際に生ずる失権株の処理にも不便を来たすようなことが考えられるのであります。現行商法上、株主に新株引き受け権が当然あるわけではございませんが、この公募新株の買い取り引き受けによつて企業に資本積み立て金が充実にすれば、企業の収益力も向上し、やがてはこの資本積み立て金を無償交付する等して株主に報いることが出来るものと確信されておるのでございまして、公募新株を市場価額を勘案いたしまして、特に有利でない価額で公募する場合、株主に不測の損害を与えることはない、むしろプラスになると考えられるのでございます。いままでこの問題についていろいろ御意見があったとすれば、それは、特に有利でない価額というところに多少の問題があり、これから発生したいろいろの問題も過去においてないとは言いがたいのでございまして、しかし、この法律のごとく、特に有利でない価額であるならば、それは、この問題は、庶幾するがごとき運営ができるものと考えられておるわけでございます。特に申し上げておきたいのは、すでにこういう買い取り引き受けということが一般企業の慣習となつて今日まで長く行なわれてき、また、行なわれんとするところに問題があることがこの実情に沿つた一つの問題であることを申し上げておきたいと思つてございまして、株券の交付に上ることとし、裏書きも譲渡証書も廃止するといふ点は、実は経済界の実勢に商法のほうで歩み寄

るということであつて、これにより株主に迷惑をかけることはないと考えておるのでございます。現行商法上、株券に捺印される印鑑は、会社へ届け出たものに限られるわけでもなく、また三文判でも押してあれば流通してしまふというところはすでお話があったところでありまして、株主が届け出た印鑑を押さなければ株式が人手に渡ることはないと考えている方が多くあるようであるとすれば、そのほうが危険なのであります。むしろ裏書き等を廃止して株券を渡したら株式が譲渡されるのだということを明らかに認識していただいたほうが、実情に合つて、かえつて安全性が高まるものと考えられるのでございます。

株式の市場価額が、あらかじめ定めておいた転換価額をこえた場合には、転換社債を株式に転換したほうが当然ながら有利であります。しかしながら、日本では年間に四か月間も株主名簿の閉鎖が行なわれます。その間は転換ができないうことになり、転換社債の妙味が薄れて外債発行に支障を来たすといふことを聞いておるのでございます。そこで、今回株主名簿の閉鎖期間中といへども株式への転換を認めるということになりますれば、企業として外債発行に大きくプラスするものと考えられるわけでございます。

本日は、財界としてこの商法改正についていろいろと非常に研究をしていただきました東京電力の大屋氏、新瀉鉄工所の笠原氏及び経団連の居林氏もここに来ておられますので、こまかい点について御質問がございまして、終わりましたらいろいろ御回答申し上げる用意がございまして、はなはだ簡単ではあります、重点的に御説明を申し上げます、本改正案が一日も早く可決、成立されることを希望いたしております。

○大久保委員長 津末参考人。

○津末参考人 私は東京商工会議所の議員をいたしておりますが、私の関係しております会社は、いずれも資本金五千万円以下の会社でございまして、その株式は証券市場には上場されておられません。これから申し上げることは、大体中小企業を経営しておる者の考えというふうにお聞き願ひたいと思ひます。

東京商工会議所は、商取引の實際に即応するよう商法の一部改正に關しまして、昭和三十五年一月以降三十七年二月、三十八年一月、三十九年二月、四十年二月というように、毎年のように商法の改正に關して要望いたしてまいりました。

今回の改正点のうち、株式の譲渡制限の問題、株式譲渡方式の問題、新株発行手続の問題というふうな三つの問題については、二十五年に商法の改正がありましたあとに経済界にずっとありました問題であります。額面株式と無額面株式との変更の件というのは、これは法律の規定はございまして

ただ、この場合に、公募新株をできるだけ高い価額で発行したほうが、当然のことながら企業としてはプレミアムがそれだけ多く入つてまいりますので、市場価額に近い、高い価額で売り出すというのを当然ながら希望すると考えられるのでございます。しかし、市場価額は常に上下いたしますので、若干のプレミアムを設けておかないと、市場価額が公募価額を下回るようなことになりますれば、一株の払い込みもあるいは得られないという懸念を生ずるのでございます。そこにいまこの価額のきめ方については慎重にする必要があると思ひます。この公募新株の発行に際しまして、発行会社みずから株式の引き受け人を直接募集することは、これは事務的に実情上無理だといふことが当然といえるのでございます。したがつて、すでに慣行をいたしまして、これを買い取り引き受けの形式をとつておるのが事実でございまして、そこでこれを専門家であるところの証券会社に依頼いたしまして、発行会社にかわつて公募新株の引き受け人を募集してもらつておるような次第であります。戦後の買い取り引き受けがもうすでに慣習となつておりますが、この

場合、証券会社は公募価額がかりに百五十円となつておりますれば、百五十円で発行会社から買い取り、一般にも同じ百五十円の価額で公募するわけでありまして、証券会社はこの面では幅を見込む余地はないのであります。ただ公募の世話をした手数料を別に発行会社から受け取るということが考えられるのであります。

と、これは、この法律のごとく、特に有利でない価額であるならば、それは、この問題は、庶幾するがごとき運営ができるものと考えられておるわけでございます。特に申し上げておきたいのは、すでにこういう買い取り引き受けということが一般企業の慣習となつて今日まで長く行なわれてき、また、行なわれんとするところに問題があることがこの実情に沿つた一つの問題であることを申し上げておきたいと思つてございまして、株券の交付に上ることとし、裏書きも譲渡証書も廃止するといふ点は、実は経済界の実勢に商法のほうで歩み寄

と、これは、この法律のごとく、特に有利でない価額であるならば、それは、この問題は、庶幾するがごとき運営ができるものと考えられておるわけでございます。特に申し上げておきたいのは、すでにこういう買い取り引き受けということが一般企業の慣習となつて今日まで長く行なわれてき、また、行なわれんとするところに問題があることがこの実情に沿つた一つの問題であることを申し上げておきたいと思つてございまして、株券の交付に上ることとし、裏書きも譲渡証書も廃止するといふ点は、実は経済界の実勢に商法のほうで歩み寄

が、実際に無額面株式を発行しております会社は非常に少なく、これは経済界にとつてはあまりたいしたものではないと見做さる。議決権の不統一行使の件、新株引き受け権の譲渡の件、転換社債の転換請求の件、この四つの問題は、わが国の産業界が資本を海外から迎えるためにいろいろと不都合を来たところがあるが、これは従来不明確でありました点を明確にすることになったものであるように考えられます。

第一の株式の譲渡制限の問題は、二十五年の改正以前では、会社の定款によって定めることができたのでございまして、今回の改正は旧に復するわけでございしますが、これはもっぱら資本金の少ない中小企業の問題でございまして、五千万円とか一億円とかいう資本金と申しまして、これを戦前の貨幣価値にして考えてみますと、十万円とか二十万円程度のものになるわけでございまして、こういう小さい中小企業の会社におきましては、経営者個人に依存する度合いが非常に多いものでありますので、この株式の買い占め等がございしますと企業の存立に大きい影響を与えるわけでございしますから、定款によって譲渡制限ができるようにすることが妥当であると考え次第であります。

ただ、証券の流通性の問題につきましては、これは大企業の株式の流通性の問題というようにまず考えてもいいのではないかと考えられます。証券市場における上場の際に、譲渡制限の定めのある会社の株式は、大体証券取引所においてごく特殊の、あるいは法律で特別に定められている会社というふうなものについては上場されている例がございしますが、譲渡制限のある株式というふうなものは証券取引所において上場をいたしませんので、この問題についての心配、これによって株式の流通性がなくなる、阻害するというようなことは考えられない次第でございします。また定款に譲渡制限の定めのある会社で名義書きかえを拒否された場合、その株式所有者に対する保護の点も今度の法案には十分考慮は払われておりますから、この点は

ははなはだ妥当なものと考える次第でございします。

ただ、法案の中で、第二百四条ノ三の二項でございしますが、株主側の義務の履行を担保するための規定がございまして、最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタルもの、すなわち一株当たりの純資産額に、譲渡の目的たる「株式ノ数ヲ乗シタル額ヲ会社ノ本店ノ所在地ノ供託所ニ供託シ且之ヲ証スル書面ヲ」第一項の書面に添付を要するものとして規定しているわけでございしますが、これは純資産というもののほかに、拒否するほうの側に対して純資産だけということになりますと、これは重荷になるのではないか。上場されておる株式については収益力ということとは相当考慮された上で株の価額がきまるわけでございしますから、純資産だけをもつて買い取つてやらなければならぬということに多少疑問を感じる次第でございします。

第三の株式譲渡の方式等の件でございまして、この改正もまたことに実社会の状況に即応したものでありまして、戦後のインフレによりまして会社の資本金は一千億円に近い会社があるのかかわらず、株式の額面はいまだに五十円の会社が大部分でございまして、自然流通場裏にありまして株券の数量は非常に大量のものが流通場裏にある。このために、二十五年の改正によりまして株主が会社に届け出の印鑑と裏書き譲渡に使用した印影との一致は不要になつておるのが現状でございまして、さらに一步を進めて裏書き捺印を要しないということにするものでございしますから、これはもうさきに述べられました参考人の方々の御意見のとおりでございします。この点も賛成でございします。ただ安定株主という、つまり株をあまり動かさないというふうな株主を保護するために株の不発行というものが今回規定されておるわけでございします。この点は私ははなはだ適当な措置と考えておる次第でございします。ただ金子参考人からも申し述べられましたように、株券というものがつまり紙幣と同じようなものであるということのPR

は非常に必要なことだと存する次第でございします。

第五の新株発行の手続の件、これはおもに会社が証券市場で増資資金を調達する場合に起こる疑問点を明確にしたものでございしますから、ことばの上でいろいろ疑問があるように松本参考人からもお話がございましたが、解釈の問題でいろいろあるのか、その辺は私も法律家でないものですからわかりませんが、この規定でよろしいのではないかとこのように考えております。

額面株式と無額面株式の変更の件、これは先ほど申し上げましたように、実際に無額面株式が発行されておる会社ははなはだ少ないのでございしますから、その効用については私はあまり関心を持っておりませんので、意見はございしません。それから第四の議決権不統一行使、第六の新株引き受け権の譲渡、第七の転換社債の転換請求という三つの点は、さきに申し上げましたとおり、外資導入という問題が起りましたからいろいろと不便を生ずるようになりまして、関係で、外国の法令、法律とわが国の商法との調和をすることが目的のようになつておるが、経済が世界を単位にするという方向に進んでおります点から考えますと、当然の改正と考えられる次第でございします。

以上です。

○大久保委員長 阿部参考人。

○阿部参考人 阿部でございします。

今回の商法の改正は一部の改正となつておりますけれども、他の参考人から述べられましたように七つの項目にわたつてございまして、そのすべてに精通することは実は非常に困難でございします。ただ、いずれも証券市場には非常に関係の深い問題でございしますから、順を追ひまして各項目について私の意見を申し上げさせていただきますと思ひます。

第一の株式の譲渡制限でございします。これは先ほどお話がございましたように、戦前には日本ではそういう制度があつたわけでございまして、アメリカの占領以後そういうことができなくなつて、日刊新聞についてだけ残つておるようなことでございしますから、もともとそういう必要はあつたのじゃないかと思ひます。特に中小企業の場合にはせつかりつばな経営をしておつても、何かすぐに経営権を奪われたというふうな問題もないではないのでございまして、したがつて譲渡制限そのものについては証券市場としても特に反対を申し上げることはないと思ひます。ただ、証券市場の、つまり証券取引所に上場されている株式につきましては、これは投資家の保護な取引の円滑をはかる上から言ひまして、非常に問題があるわけでございします。実際は会社の都合で譲渡制限をおやりになるということになれば、取引所の上場基準はおそらくそういう場合に対処して改正されまして、譲渡制限のあるような株は上場をやめたのだと考へております。また、現在上場されている会社でそういう問題が起きますと、いまの株券のままでは適当でございしませんので、株券の回収というふうな問題も起るのではないかと思ひます。実際問題としてそういうことができるかどうか、その辺はたいへん疑問に思つております。ですから國際的に資本の自由化が進みますと、上場会社の段階でもそういう必要が起るかもしれないけれども、上場されている会社に譲渡制限をおやりになるなら、取引所の取引はまず困難になるということではなからうかと思つております。

それから第二番目の、額面株式と無額面株式の転換の問題でございまして、現在無額面株はほとんど発行されていないのだから、別にたいした問題じゃないじゃないかという御意見もございしますけれども、実は両方発行されている場合のことを考へ、その転換ができないために、制度としてはりっぱに存在意義のある無額面株の制度が日本では育たないということもあると思ひます。私の記憶が間違ひなければ、ニューヨークの取引所にお

いては大体一六%から一七%くらいの無額面株があるはずでございます。これはやはり改正していただきましてはうがけつこうだと思ひます。

それから第三番目の株式の譲渡方式の問題でございます。これはなかなか御議論があるかと思うのでございませうけれども、ここでわれわれはつきり認識しておきたいことは、まず、昭和二十五年の商法改正で印鑑照合の制度はやめたのだという事実でございます。法制的に言えばそういう事実がございまして、その後御承知のように戦後の証券の大衆化、民主化あるいは日本の経済の発展、そういうものに伴ひまして、また一方通貨価値が下落したにかかわらず、株式の額面金額は古い会社については五十円が残っているということに關連しまして、株主の数が非常に多くなつた。したがって株券の枚数が膨大になつた。株式で調達された資金は總体的にいつてそう多くはないのでございませうけれども、株券の枚数がうんと多くなつてしまつた。株主も、大体三十九年ごろの延べの数字でございませうけれども、千九百万人という状態でございます。これはちょうど十年くらい前に比較しますと、おそらく二倍になつてゐるのじやなからうかと思ひます。そういう株主がおります。また東京の取引所では毎日一億株前後の商いがあつた。その中で受け渡しをする株のうち、これは証券会社に聞きますと八〇%くらいのお客さんは株券は持つていかないで証券会社に預けてある。二〇%くらいの方は自分で保管の方法をお持ちでお待ち廻りになるかもしれません。今度いざ売るといふ段階になりますと、そこで譲渡の形式を整える場合が問題になつてくるわけでございます。先ほど来いろいろお話がございましたけれども、受け渡しをします場合に記名捺印のある完全なものには非常に少ない。そして印鑑だけを押ししてある。その印鑑は会社で照合しませんから、いろいろなものがあるわけであるといふことが想像されるのでございまして、今度こういう制度をとるから投資家が非常に不利になるといふことではなくて、現在すでに万が一盗難でもありました場合

に、その株券はやはり簡単にはんとうの株主の手を離れてしまふ危険があるわけでございます。むしろ現在そうなつてゐることを理解していただきまして、証券会社の事務をスムーズに運ぶこと、同時にこれは発行会社の株式事務にも關係することでありまして、それを実情に合うように今度改正されるというところでございませう。われわれとしては非常にけつこうなことだと思ひます。

ただ、それではあまりに心配だといふことで、株券の不発行の制度を取り入れようとしておられますけれども、証券市場としましては証券の流通の円滑化が第一でございまして、またその場合には株券の顔を見ないと安心されない方もあるわけでございます。一たん不発行になつたあるいは金融機関に預託されたようなものが、現実に株券がほしいといふ場合に、即刻株券になつて戻つてくるようになつておられませんといふわけにはいかないかと思ひます。この辺につきましてはまだまだ、証券会社だけではなくて、発行会社ともいろいろ協議しなくてはならぬ問題があるのじやないかと思ひますけれども、現状がもうすでに天文学的な数字になつてゐる株券を扱つてゐるのでございませうから、この実情に合つたように今度は裏書きもやめる、あるいは譲渡証書も要らない、株券を交付することによつて譲渡が完了する、そういうふうな改正をしていただくことは非常にけつこうなことであると思ひます。ただ、われわれ証券市場としましては、そういうことによつて善良な投資家に不利にならないように研究しなければならぬ問題については、あらゆる角度から今後とも研究を続けていきたいと思つております。

第四番目に、議決権の不統一行使の問題でございます。御承知のように、日本の株式がADR、EDRといふような形で外国人に所有されておることもございませう。その場合には日本の株券を直接持つておるわけではございませう、ある機関に保管されておる。それから国内的に見れば、投資信託というやうな制度を利用して、投資信託の場合には、株券は信託会社の名前になつております。実際の株式の所有者はほかにゐるわけではございませう。その場合に名前の出るところしか議決権の行使ができないといふことは確かに不合理だと思はれるのでございまして、これを分割して行使できる方法を認めよう、これもきつめて妥當な改正だと存じます。ただ、それは申しまして、現実の問題として、証券会社からいへば、投資信託の場合に先ほど申し上げたように信託会社の名前になつておりますその株を信託会社に預けてゐるのは各投資信託の委託会社でございませう。そうしますと、委託会社と受託会社である信託会社との立場を考えますと、この不統一行使は實際どういふふうな運用されたら一番合理的であるかといふことをまだ完全に詰めておりませんので、これは早急に検討をしなければならぬ問題ではないかと思つております。

第五番目に、新株発行の手続でございませう。この新株発行の手続につきましては非常な議論もございませうので、証券市場の実情を知つていただくことがどうしても必要だと思ひます。

少しく御説明申し上げますと、会社が増資をする場合に、新株を発行します場合には、その新株の引き受け権をだれに与えるかといふことで幾つかの方法があるわけでございます。一つは、日本で一番多く行なわれておるのは、いまの株主に与える株主割り当ての方法でございませう。その次に第三者に新株の引き受け権を与える方法、それからもう一つは、一般から募集する、いままでの株主でない人から新しく株主を募集する場合でございませう。この場合に新株の引き受け権を与えられた者に対しての発行価額は有利であつてもいいといふことは現在の商法では認められておるわけでございます。一般に募集する場合には、その会社の株にプレミアムがついておるやうな場合、額面金額でよその人にやられては現在の株主は非常な損失を受けます。したがつて、この場合には時価の——どこまでが時価かは問題でございませうけれども、とにかく額面以上の値段で募集が行なわれることになるわけでございます。株主の割り

当て、第三者の割り当て、それから一般から募集する、それを公募といふわけでありませうが、こういうふうに分かれます。

その場合に、発行会社みずから新しい、つまりいままでの株主でない一般の株主を募集されることももちろん不可能ではございませうけれども、實際問題としてできませんから、そこで公募の場合に証券業者が介在するといふ問題が起るわけでございます。それなら証券会社がその公募に關与する方法はどういふことでございませう。引き受けといふ方向が一つ、取り扱いという方向が一つあります。その引き受けをさらに細分化しますと、そこで残株引き受け、それから買い取り引き受け、こういうやうなものに分かれるわけでございます。しかし、日本の法律用語も、商法と証券取引法で必ずしも統一されておられませんし、一般の社会で使われます場合でも、その辺がこんがらがつておるわけでございます。

簡単に申し上げますと、商法でいう新株の引き受けをするといふ場合の「引き受け」とは、これはむしろ英語で言つたほうがはつきりするわけでございますが、サブスクリプション——たとえば何か寄付の申し込みを受けてそれに応じた場合、払い込む義務がある。同じように、株を申し込んで払い込みをする、それが商法で一般に使われておる新株の引き受けといふときに使われる引き受けでございませう。ところが、いま問題になるやうな買い取り引き受け、これはそれとは違ふ意味の引き受けなんです。アンダーライティングといふ意味の引き受けなんです。ですから、一口に引き受けといつても、一方においては株の申し込みを受けて、払い込まなければならぬ義務を負ふといふ意味の引き受けと、もう一つは、買い取り引き受けといふやうなことで表現されておりますやうに、証券業者が介在して、発行会社があつて株式を募集する、社債を募集する、あるいは特定の大株主から株をもらつて売り出すときに介在するといふやうな形のときに、売れるだけ売つてみましようといふのは、先ほど申し上げたことばでいへば実

は取り扱いになるのであって、証券会社の場合に引き受けるという事は、売れるだけ売っていく、あるいは新しい株主なり債権者を募集していつて、売れ残った場合にはその残株を引き取るというの、それがアンダーライティングの意味の引き受けなのでございます。ですから、そのことが混線しておりますと話がややこしくなります。

それから、買い取り引き受けというようになるとばの場合に、買い取りということばにあまり力を入れますと、何かそのあとまた事情の判断がこんがらがってくるかと思うのでございす。それけれども、アメリカなどでも引き受けという場合に、パッチェスということばとアンダーライティングということばと同じように使っております。ですから、証券市場でいう買い取り引き受けというのは、実際は請負募集のような、あるいは募集をしていつて残った場合に引き取るというような意味でございす。実際からいいますと、残株引き受け、あるいは買い取り引き受けも株式を公募するときの一つの型にすぎないものであります。

そういうようなことで、証券市場としては公募の一つの方法としていまいわれておる買い取り引き受けをずっと長い間やってきたわけでございます。これはおそろく昭和二十三年ごろ、いまの東京電力の前身の東京電燈が新しい株主を募集する場合に、非常に多数の応募者があつて、一々申し込み書を出して希望者を募るといふことは手続上たいへんだつたといううなあたりから、それならば発行されるものを、まず証券会社を介在させて、一応一括して証券会社の名前にして、そうしてそれを売っていくことをやれば非常に合理化されるんじゃないか。——ですからこの問題は、われわれの記憶からいいますと昭和二十年代からあつたのでございまして、買い取り引き受けということばが契約面に出てまいりましたのは三十年を越して、あるいは三十五、六年だつたかと思ひますけれども、その前後にそういう事実が現実に行なわれてきておる。また、その間に商

法の改正も二回、三回あつたわけでございます。実はわれわれは、それは一つの公募のやり方であつて、それが新株引き受け権を証券会社に与えるんだといううなことは考えていなかったわけでございます。ところが、それに対して訴えを起こしまして、われわれの考えと違ふ見解が示されてきましたから、実はどうするかということについては、あるいは裁判の最終決定を待つという待ち方もありますけれども、それでは経済界の実情にも合いませんので、法律改正をわれわれとしても希望いたしました。発行会社としても、これを買

い取り引き受けのような方法でやれば、先ほど申し上げたように、発行会社からいへば、証券会社にまず一括して引き取ってもらうわけですから、証券会社の株主になって大衆に売っていくということですから、事務も非常に簡素化されますし、したがつて、手続は楽になるわけでございます。そうではなくて、一人々々応募者を募つていきますと、いまのように証券市場が大きくなりまして、大きい証券会社はたくさん支店がございまして、その全部の数字を集計して、申し込み者がいなくなつたら、それなら残株引き受けといううなことになるまして、手数料がたいへんだといううなことだけでなく、時間がかりまして、発行会社の便宜からいつてもこれは非常に問題になるわけでありす。

ちよつと途中で入れさせてもらひますが、文字が契約面にあらわれましては二十四年だそうでありすから、かなり古いわけでございます。もちろんいまの訴訟なんかの起る以前であるといううことでございますし、あるいはその後商法の改正が何べんもあつたといううことを御記憶いだきたために申し上げたわけでございます。いまの買い取り引き受けが問題になります場合に、買い取り引き受けも証券業務でございすから、証券業者が——引き受け業者は、証券業者がやらなければならぬから介在する場合に、証券会社だけが何か特に利益を受けるような方法じゃないかという御疑問の方もいらつしやるわけござ

いますけれども、その場合には、先ほど金子さんからのお話がありましたように、発行価額で公募するのであります。その間に証券会社が利益をかせぐ余地はございせん。ただ引き受け業務を証券会社が証券業務としてやつております以上は、それに対する適正な引き受け料が支払われますことは当然なのであります。そういうようなこととでは誤解もあるのじやなからうかと思ひます。しかし、今度の法律改正は、それにつきましてかなり進んだ回答を与えていたたいたわけでございます。

ただ、買い取り引き受けそのものについて非常に明快な何か決定をされたかということになりますと、これはもう少し研究させていたたかなければならぬかもしれません。今度は新株引き受け権を与えるのか与えないのかという議論は一応抜きにしまして、特に有利な発行価額でなければならぬというような方法がとり得ることになつたわけでございます。ただ、ここで特に有利な発行価額とは何をいふかといううことについては、今後問題が残るだらうと思ひます。しかし、その場合に、今度の法律は払い込み期日前二週間にそういう募集の方法についても株主に通知する、あるいは公告するといううな手続をとつてございすから、もし株主なり一般の投資家が、それは株主にとって不利だと思われればそこでとめる機会はあるわけでございます。ただ、そういう問題については、争いが今度には価額面で全然起きないとはいへないのでございす。その辺については、いづれ法律が通りますれば、証券業者としてはもちろんその趣旨に沿つて、証券業務を営まなければならぬし、あるいは監督官庁の指示もございすし、なるべく円滑にその法の趣旨が生かされるように努力しなければならぬと思つております。

次に、もう時間もありませんから、第六番目に新株引き受け権の譲渡につきましては、これは先ほどのお話がございしましたが、一番は外資法の関係でございす。現在外資法については新株引き受け権の譲渡を認めておるのでございす。しかし、認められておつても、その新株引き受け権のマーケットがございせんために、実は円滑に動かないわけでございます。したがつて、今度は、一般的に新株引き受け権のマーケットができるように、新株引き受け権の譲渡を認めたことは非常に妥当だと思ひます。ただ、実際になりますと、これは先ほど申し上げたように、株券の数量が多くて発行会社も困りますときに、今度は新株引き受け証書、つまりワラントのようなものを発行するの、かどうかというのが一つの問題になります。あるいは証券市場の立場からいへば、そういう新株引き受け権証書の売買をどうしてやるかということが、早急に解決を迫られてゐる問題でございす。

それから、最後に、第七番目の転換社債の転換請求のできる問題でございす。これは申し上げるまでもなく、転換社債が外国でたくさん発行される、国内でも転換社債が発行される、新たな情勢のもとに発行されようとしてゐるわけでございます。この請求の名義に対して、実情に合った改正をされることはわれわれとしても賛成でございす。

全体を通じまして、いろいろと証券市場としてはこの受け入れ態勢を、発行会社と相談し、あるいは投資信託の受託機関と相談し、いろいろあると思ひます。全般的にいへば、長い間われわれとしても希望してゐることが、ここで法案となるわけでございます。ぜひ皆さまの御審議をいただきまして、改正案が成立することを希望いたします。私の意見を終わらしていただきます。

○大久保委員長 中島参考人。
○中島参考人 参考人は、十五分という制限時間があることを実はわからなくて、相当広範囲の研究をしてまいりましたが、時間に制限がありますので、その一部を申し上げますので前後するようなことがありますが、御了承をお願いいたします。
参考人は、商法第二百八十条ノ二第一項中の第五号の改正、第六号ないし第八号の新設、二百八十条ノ二第二項の改正について意見を申し上げます。

す。

まず、意見を申し上げる前に、先日いただきました商法の一部を改正する法律案参考資料三三五ページの左から四行目の一番上、(白)の下に「控訴人」とあるのは「被控訴人」の誤りでありました。参考人は、ここに判決正本を持ってまいりましたので、その訂正を要望する次第であります。参考人があえてこのような要望をいたしますことは、もちろん法務当局のお粗末なる態度を指摘することであり、すなわち、商法の一部改正をするきわめて重要な法律案参考資料に、控訴人と被控訴人の位置をあべこべに書くがごときは、また判決といたしまして権威を失墜するものでありまして、そう申し上げるのをごいいます。

では、これから本案に対する意見を申し述べることいたします。

第二百八十条ノ二第一項第五号の改正案については、賛成であります。

賛成の理由は、現行商法におきましては、「新株ノ引受権ヲ与フベキ者」とあります。改正商法には「株主ニ新株ノ引受権ヲ与フル者」とあります。現行法の「新株ノ引受権ヲ与フベキ者」の解釈は、株主ばかりでなく、株主以外のものも含むとされております。ところが、裁判上になりますと、しばしば異なった解釈をするものがありまして、そのために訴訟の進行を非常に妨げられる場合が生じ、参考人も、きわめてこの点は苦い経験を持つておるのでございます。この意味から申しまして、改正法案には明確に「株主ニ新株ノ引受権ヲ与フル旨」定めてあるので、この一点からしても賛成であります。

第六号の新設法案に対しても賛成であります。賛成の理由は、現在においては、新株引き受け権の譲渡に関しては、特別法に定められている以外には規定がありません。けれども、現実においては、事実たる慣習に基づいて、発行日決済取引の方法によって行なわれております。しかし、実際に行なわれた数はきわめて少なく、現実から離れた形であります。ところが、今回新株の引き受

け権の譲渡が立法化されようとすることは、まことに時宜に適したもので、賛成であります。

第七号の新設法案に対しても、一応は賛成であります。

賛成の理由は、第六号の新設法案と表裏一体をなすものであるから、法的にはあえて反対する理由は発見できません。ただ、実業界の意見をまとめますと、あまりにも事務が複雑化して、法務当局が常に誇示している買い取り引き受けは、事務簡素化のためによい方法であるということとは完全に矛盾しているという批判が、非常に多いのであります。また、新株引き受け権証書の交付については、証券作成費が一枚につき三、四十円もかかりますので、経済的に大きな負担となりまして、この点の不満は想像以上に大きいものがあります。いわく、法務当局が実業界の現状を推察してくれないでいたずらに立法化されては、会社としてはたまらないというぐちをこぼしているのが圧倒的であります。

第八号の法律の新設については絶対に反対であります。

以下、反対の理由を申し上げたいと思います。新設する第八号法律案によりますれば「株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ」を決すること、及び新株発行の目的となる諸事項を決することは、現行商法第二百八十条ノ二第一項第五号の「新株ノ引受権ヲ与フベキ者」の新設の際ですら、当時、大衆株主として脅威的法律であるとして、内心寒心したえなかつたのであります。けれど、新設第八号法律案は、現行第五号に比することのできないほど、株主の不利が露骨にあらわれておるものであります。かてて加えて、非常な危険をはらむものとして反対をいたします。

新設第八号法律案によりますれば、新株発行の場合、やろうと思えば、株主に一株も与えないで、株主以外のものである証券会社に全部、しかも、特に有利な発行価額で発行する権限を取締役会に

与えることになる、実におそろしい法案であります。しかも、「特ニ有利ナル発行価額」とは、考えようによつては際限のない有利な価額と解されます。そして、その「特ニ有利ナル発行価額」の裏を返せば、株主に際限のない不利を与えてもよいということを取締役会が決することができるのであります。

元来、日本の株価構成原因は、民法九十二条の事実たる慣習を拡張類推して解釈し、かつ、これに便乗して行なわれている新株発行方法であります。すなわち、株主に額面価額によつて新株を割り当て、株主は割り当て価額の払い込みを済まし、株主となつてその新株を時価で売却し、額面価額と時価との差、いわゆるプレミアムを取得する。この妙味が前述の株価構成の原因となつております。したがって、米国の時価発行上のごとく、株価構成の原因が株主利益配当金、株式分割等の収益率に由来するのに比べますと、きわめて好ましくない方向にありまして、だからと申しまして、日本の場合、一挙に公募による時価発行を押し進めるとすれば、株主の損害は三兆円にも及ぶと推定されております。なぜならば、株価構成原因は、先ほど申し述べたとおり、プレミアムから株主配当金及び無償新株のいわゆる収益率に改革されるからであります。そうなりますと、現在二百円程度いたします株は一挙に七十円ぐらゐに暴落をして、すなわち、二百円から七十円を差し引いた百三十円が損害となるわけでありまして、この集計が、ただいま申したとおり推定三兆円に達するのであります。このようになった場合、一体この膨大な損はだれが負担するだらうか。もちろん国家は補償いたしません。してみれば、損を負担するのは、株式を保有する株主であります。株主といたしましては、みすみす大きな損を目的にして、方法がよからうが悪からうが、そんなことを考える余裕はありません。すなわち、自己防衛の最高の手段として、現在の事実たる慣習によつてプレミアムをかせこうとする以外に手段はありません。ここにいま盛んに叫ばれておる

時価発行公募は、全くの絵にかいたばちでもちであります。ちなみに、ジャパン・フアンド副社長セガマン氏は、昭和四十一年二月二十一日、ホテル・オークラで、いま日本で時価発行して資金を集めようと思つてゐる会社には、その資格もないし能力もないと語つておりました。

以上詳述いたしましたことによりまして、日本の新株発行の姿は、それがよくても悪くても、現在の株主に新株引受権を与えて、株主にプレミアムをかせがせるという以外には道がありません。したがって、株主にとりましては、新株引受権こそは証券投資の唯一の目的で、目とも取りかえても痛くないほど貴重な存在であります。新設第八号法案は、ただいま申し上げましたとおり、株主にとりましては、最も貴重な新株引き受け権を株主に一株も与えないで、全部、しかも特別の安い値段で証券会社に発行することを、取締役会の決議だけで決することができるようになるというのであります。暴卒もはなはだしと言わなければならぬのであります。

次に、新設第八号法案の「株主以外ノ者ニシテ」の正体をはつきりしておかなければなりません。民事局長は、本法律委員会、同法案の「株主以外ノ者ニシテ」とは、株主を除いたすべての者で、特定の者を指さすものではない趣旨の答弁をされております。参考人は、この答弁に対してきわめて遺憾に存じます。いやしくも法治国家の法律案の立案作業の責任にあたる者が、その立案する法律案に内在して、その事物の實質を鋭く観察しないはずはありません。すなわち、新設第八号法案の「株主以外ノ者ニシテ」のペールをはげば、隠れもない証券会社がそこにでてまいります。すなわち、朝日新聞三十九年一月八日付の商法改正案と題する記事には、商法第二百八十条ノ二第二項にいう株主總會の特別決議は、証券会社に一括買い取り引き受けの場合には不要である旨の規定を設けようとするものである趣旨を報道しております。また、日本経済新聞四十一年三月二十一日付の、「財界商法改正に期待」の記事中に

は、新株発行の際に、証券会社に公募分を一括して買い取り引き受けの場合は、株主総会の特別決議を要する立法化である趣旨の報道をしております。

さらにまた参考資料二五ページ、「商法緊急改正意見」を提出した経済団体連合会は、同二七ページで、「条文上の疑義を解消するため商法第二八〇条の二第二項にいう株主総会の特別決議は買取引受の場合には不要である旨を商法上、明文を以て規定されたい」と、きわめて率直に要望しておるのでございます。

以上、立証いたしましたことにより新設第八号の「株主以外ノ者ニシテ」は、絶対的に証券会社であることが明確にされたと存するのでござい

ます。

次に、買い取り引き受けは、第二百八十条ノ二の第二項に規定してある「株主以外ノ者」であつて、買い取り引き受けは証券会社に新株引き受け権を付与するところの新株発行であります。したがつて、証券会社の地位は、証券取引法第二條第六項の「有価証券の発行に際し、これを売り出す目的を以て当該有価証券の発行者からその全部若しくは一部を取得する者」すなわちディーラーであります。その事実を明らかにするため、参考資料三二七ページ、東京高裁判決三三〇ページ右三行目から引用いたします。「しかし他面買取引受において、応募者の有無にかかわらず、証券業者は約定数の新株を引受ける権利を有し、発行会社としては、新株を割当、発行する義務を負うものであろうか。この点についても約定書（乙第一号証）によつて必ずしも明らかではないが、特別の留保がないかぎり、引受義務を負うというところはこれに相応する株式の割当、発行をなすことを前提として行っているものと考えるところであるから証券会社は発行会社に対して、約定数までの新株の割当、発行を求めることができるものと認められなければならない。従つて買取引受契約により発行会社における拘束を受けるものとすれば（單なる請負募集となすことはできないし、又こ

の場合発行会社は割当の自由はないことになる）。証券業者は結局他の者に優先して新株を引受ける権利を有するものといふべきである。そうすると商法第二八〇条の二、第二項にいわゆる「株主以外ノ者」に新株の引受権を与える場合に「該当するもの」といふなければならない。山一証券株式会社においては昭和三十五年二月一日から同月一六日までの売出期間内に引受新株全部を売りつくしてしまつたと主張し原告証人松沢助次郎、同星光一はこれに副し供述をしているが、原本の存在ならびに成立に争のない甲第一八号証の二ないし三九、一九号証の二ないし一七六に對比して必ずしも信用できない」とあります。そうして、右証人松沢は当時山一証券の株式課、引受事務課長でありました。また星は被告大成建設の株式課長でありました。また甲第一八号証、同第一九号証はいずれも新株三百二十万株の山一証券に対する株主名簿でありました。この二つの証拠によりすると、前記二人の供述はまづかならず、甲第一八号証同第一九号証の株主名簿によりすると、山一証券の買い取り引き受けた三百二十万株は、山一証券の権義で市況を見ながら、ぼつぼつと売つてゐる事実が判明いたしました。また三百二十万株のうち四十八万株を山一第二オーブンに時価で組み入れ、買い取り引き受け価額と時価の差益をもうけていた事実が明らかにされました。ちなみに大成建設の株価は、発行価額決定時は四百五十円、それに対して買取り引き受け価額は四百一円、また払い込み期日の四日後、昭和三十六年一月の大発会には五百三十五円と、実に買い取り引き受け価額より一株につき百三十五円という暴騰をしております。山一証券は一株につき百三十五円も上げた上に、通常の手数料の三倍にも達する、一株九円の手数料を大成建設から受け取つております。このように買い取り引き受け上の証券会社は必ずと言っていいほど、ばく大な利益を獲得していることを付加申し上げ、後に申し上げる買い取り引き受け方法のきわめて拙劣な方法であ

るといふことの理由に援用したいと思ひます。

次に「特ニ有利ナル発行価額」について意見を申し述べることになります。すなわち、参考資料三七ページから三四七ページにわたる訴訟におきまして、参考人はきわめて苦しい経験を持つております。商法第二百八十条ノ三のただし書き「新株ノ引受権ヲ有スル者ニ対シ有利ニテ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」、また同法第二百八十条ノ十「著シク不正ナル方法若ハ価額ニ依リテ株式ヲ発行シ」、また同法第二百八十条ノ十一の「取締役ト通ジテ著シク不正ナル発行価額ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者ハ会社ニ対シ公正ナル発行価額トノ差額ニ相当スル金額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ」とあります。すなわち、以上の「有利ニテ定ムル」とか、「著シク不正ナル方法」とか、「著シク不正ナル発行価額」等の解釈については、当事者双方の異なつた立場から、全く異なつた、しかも飛躍的なものが発生し、訴訟の進行を著しく遅延する原因となつております。参考人はこのことではほとんと困窮した経験を有するものであります。新設第八号法案の「特ニ有利ナル発行価額」こそは、法が運用された際には、その解釈がいわゆる環の端を求めるに比する怪奇に至らしめるもので、究極において法の權威を失墜する原因になるものと、私はいたくおそれて反対するものであります。

次に、新設第八号法案の正体をはつきりしなければならぬ。これは証券会社に一括買い取り引き受けの合法化であります。してみれば、経団連を中心とする財界及び証券業界の主張しているいわゆる商慣習の再発効をねらつてゐることも当然といへましよう。はたしてそうだといたしますれば、該商慣習の基根となつてゐる、発行価額が一〇%から二〇%時価より安いことを認容することの立法化であります。参考人は、買い取り引き受け価額が時価より一〇%から二〇%安い価額は、完全に不正な発行価額であるといふことを強調し、その事実を次のごとく明らかにいたします。

判決三四四ページ右から五行目「本件において右の新株引受権の付与を伴う新株発行の決議がなされたのは、当事者間に争なき事実関係によつて昭和三十六年一月九日となすべきところ、当時における被告会社の株式の時価が一株三七〇円であつたことは被告の自ら主張するところであるから、本件新株発行価額が一株三三〇円と定められたことは争のないところであるから、本件新株引受権の付与を時価によるものとして公正価額によるものとするとしてもできない。以上要するに、本件新株引受権の付与を株主総会の特別決議を要しない場合にあたるとすることはできない。」以上の判決は、発行価額と時価の差、一株につき五十円、すなわち時価に対して一三・五%低いことが不正な発行価額であるとして認定し、かつ、この不正な発行価額のものであると厳格なる見解を示したことに、特に注意をしなければならぬと存じます。

次に、第二百八十条ノ二第二項を改正する法律案に対しては反対であります。反対の理由を次のごとく申し上げます。

そもそも現行第二百八十条ノ二第二項の規定は、すでに申し述べましたとおり、三十年改正商法のときに、第二百八十条ノ二第一項に第五号を追加新設したことに伴う株主の利益保護の万全を期するために設けられた規定であります。すなわち冒頭に「株主以外ノ者ニ新株ノ引受権ヲ与フルハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ」と強行法規の姿勢を厳と示した至嚴なる規定であります。そして本条の法意は、第五号の取締役会権限擴張に対する取締役会の権限利用防止であります。まず、改正法案の文面から意見を申し上げます。

改正法案は、特に有利な発行価額でないならば、株主総会の特別決議を不要とし、また、その場合は理由開示も条件といたしません。一体その場合の特ニ有利と、特に有利でない発行価額とのボーダラインを、どこで判定するのでしょうか。物理的に申し上げますれば、たとえば、紙一枚の差が

特に有利か否かを判定する岐点となりましょう。それがまた、第二百八十条ノ二第二項の手續の要、不要を左右するものであります。さりとて、この重要な判定をいゆるどんぶり勘定のまかせるとすれば、非常に不安定なものとなります。されば社会は、本改正法案を評して無責任きわまる、ひょうたんなまざるな改正法案であると申しております。そして、實際界はもろろんのこと、訴訟上におきましても、特に有利なる発行価額の解釈については、いよいよ複雑化し、ひいては訴訟進行上至大なる障害となることは火を見るより明らかであります。

本項を改正する法律案は、新設第八号法案についてすでに参考人が詳しく申し述べましたとおり、いわゆる証券会社の一括買い取り引き受けの合法化で、その場合は、第二百八十条ノ二第二項の手續を不要とする方向で、具体的に申し述べますれば、証券会社に時価より一〇％から二〇％安く新株を発行する場合は、取締役の決議だけで第二百八十条ノ二第二項の手續を不要とするの立法化であります。ただし、改正法案のペールをばげば、そこに偉大な特権を授けられる証券会社の正体があらわれるのであります。ここに本改正法案は、社会をして、おとぼけとか、マジックとかの批判を湧出させる泉をつくっております。では、「特ニ有利ナル発行価額」すなわち第二百八十条ノ二第二項の制約の対象となる「株主以外ノ者」とは一体だれでありましょうかを明確にしなければならぬと存じます。

参考人がすでに申し述べましたとおり、本項の改正法案は、経団連を中心とする財界の強い要望に支配されたことは、あらためて念を押すまでもありませんが、参考資料二五ページ、経済団体連合会の提出した「商法緊急改正意見」に、「商法第二八〇条の二第二項にいう株主總會の特別決議は、買取引受の場合には不要である旨を商法上、明文を以て規定されたい。」とあります。参考人の最もふしぎに存じますことは、本項改正法案は、ただいま申し述べました経団連の意見を全面的に取り入れたことは全くこれを疑う余地がないのであります。してみれば、その意見どおり改正法案にそれを明文化してしかるべきでありま

す。すなわち、証券会社が時価より一〇％ないし二〇％引きで一括買い取り引き受けをする場合は、第二百八十条ノ二第二項の手續を不要とする。しかし、そのような法案を作成し、公開するとすれば、社会の世論は絶対に承知いたしましたせん。なぜならば、そのような規定は、すでに申し述べましたとおり、会社設立の趣旨と会社法制定の本義に逆行するはなはだしいものとなるからであります。しかしながら、中身はそれと全く同じであります。しかば、立法当局は完全に国民に対してべんを食わしているという事実が全く露見するものであります。このような法案は、株主を輕視、蔑視することはなほだしいものでございす。参考人は、買い取り引き受け方法こそは、資本調達上最も非なる方法であるから、すべからず排除しなければならぬと申し述べ、その事実を次のごとく明らかにいたします。

第一は、時価より一〇％から二〇％引きという不正な発行価額で買い取り引き受け、しかも、普通手数料の三倍にも達する高額の手数料を受け取る、すなわち、会社と株主にとってきわめて不利な方法であります。

第二は、買い取り引き受け方法の行なわれるときは、必ず市場が好況で、いわゆる株に羽がはえて飛ぶように売れる場合のみで、市況の低調時の新株発行には買い取り引き受けは全く行なわれません。むしろこのようなときの新株発行の場合には、証券会社の買い取り引き受け方法による協力こそ切望しておりますが、そのような場合は、証券会社は高見の見物で、手をこまねいていて協力はいたしません。この現実から申しまして、買い取り引き受け方法は、証券会社の一方的利益追求の目的のために案出された方法で、会社及び株主にとっては、まことに好ましくない方法であります。

ちょっと飛ばしまして、第五は、親引けであります。親引けと申しますのは、新株発行にあたり、参考資料三五五ページから三五五ページの間に登載されている買い取り引き受け契約の締結の際、裏の極秘の契約が証券会社と発行会社の取締役間に締結することができるのであります。すなわち、たとえば、三百万株を時価より一〇％から二〇％低く発行価額を決定する代償として、そのうちの百万株を証券会社が発行会社の取締役に売り戻す方法であります。そして取締役は、適当の方法でその新株を売却して発行価額と時価の差益金を獲得できる方法であります。現行商法上の株式譲渡方法ですら、この実体は容易に露見されま

せん。まして改正法案によれば、本人が自白しない限り絶対に露見いたしません。取締役のこのやみ取得はもろろん、脱税の対象物であります。それがあるいは旧株の払い込み金に充当することもありましようし、ぜいたくな私生活の費用にも使われましよう。さらにまた、会社の表面に出せない交際費等に流用することもできる等の穴があるのであります。ここに買い取り引き受け方法はどうしても排除しなければならぬ重大な原因があります。

第六は、買い取り引き受けは、株式の需給のアンバランスを招き、株価暴落の原因をつくりま

す。すなわち、すでに申し述べましたとおり、買い取り引き受け方法は、証券会社の利益追求と発行会社の取締役の役得が得られる温床となつております。だから、それらの者にとっては、買い取り引き受けを少しでも多くしたいと念願することは人情のしからしむるところであります。すなわち、彼らにとっては、買い取り引き受けを多くすればそれに比例する収入があるからであります。これが大衆投資家のふところごあいを考えない買い取り引き受けが盛んに行なわれ、昭和三十五年、六年はその頂上に達し、当時の流行語「銀行よりよいうなら、証券会社にちわ」が盛んに唱えられ、いわゆる証券業界に岩戸景氣と称するものが来訪したのであります。しかし、その中身は、

膨大な過剰株式の横溢で、ダムがくずれたように株価は暴落し、ついに日本証券保有組合の設立となつて、過剰株式のたな上げ措置を講じ、かつ、増資新株発行の停止あるいは制限等をして、かろうじて経済危機を乗り越えたことは、あまりにもなまなましい事例であります。もちろんこの悪因は、買い取り引き受けに由来しております。

第七は、「財政経済弘報第九八二号」会社ノ一ト一八四「株式の公募方法を改善、大蔵省の方針」の記事の一部を次に申し述べまして、買い取り引き受けのきわめて非なる事実を明らかにいたします。「大蔵省は、株式発行会社と証券会社が隨意契約によつて株式の第三者割当て（新規公開や公募増資）を行なうことは株価の公正化、公募の公平化に反し、大衆投資家にめいわくをかけるとして、この改善策を検討してきたが、中略して、「市場への株式公開や株主以外の第三者割当て増資など、いわゆる株式の公募は、発行会社と取り扱ひ証券会社（幹事）の隨意契約によつて行われてゐる。このため発行株式は発行会社自身が買い取つて取り引き先にはめ込んだり（親引き）、幹事証券会社が同業者に分配したり（協会提供）して、公募は實際面では有名無実になつてゐる。またその価格も、時価の一〇％ないし二〇％引きというあいまいなきめ方がなされてお

り、とくに新規公開株は公開時に証券会社の買いあおりで異常な人気を集め、公開前に割当てをうけた特定の者だけが利益をうける半面、公開直後の高値で買った一般投資家が、その後の急落で損害をこうむる例が多く、問題になつてゐる。」と書いてあります。参考人は、買い取り引き受けにはるかにまさる阪田方式があることを御紹介申し上げます。阪田方式と申しますのは、大阪のインキ製造会社、阪田商會が昭和三十六年に行なつた新株発行の一つの方式であります。すなわち、株主額面割当て以外の分中の六十万株を、一株百五十円（額面価額は五十円）の発行価額で、商法第二百八十条ノ四に基づき、株主平等割当てを行なつた

のであります。すなわち、買い取り引き受けの場合、証券会社にうけさせる金額を株主に直接与えたのであります。このことは、株主利益保護の実際であります。また、この阪田方式によりますと、買い取り引き受けの場合の証券会社に支払う割手高の手数料を支払う必要がないため、会社はそれだけ経費が節約できます。また、手続はきわめて簡便化されます。すなわち、額面価額株主割り当ての分と右プレミアムつき株主割り当ての分の両方の株式申し込み証を一つの封筒に入れて株主に送付する。株主は、申し込み証提出と同時に、引き受け価額に相当する申し込み証拠金を払い込む。この事実を、申し込み期日（支払い期日前）に事実上増資は成立する。しかし、ただいま申し述べましたとおり、買い取り引き受けは、証券会社の利益と取締役の親引けの役得は失われま

す。そこで証券会社が盛んに阪田方式を批判し、とうとう阪田方式は、あとを断つてしまいました。その事実を「ジュリスト」第二三三三号「株式公募の問題点」の内容の一部を申し上げ、その事実を明らかにいたします。

「鈴木」——これは法務委員会の商法部会長であります。

鈴木 この前の共同研究のときに、いろいろな形の公募が出つつある情勢を見て、私どもの大体の考え方としては、株主に割り当ての場合に必ずしも額面を発行する必要はない。むしろ若干のプレミアムをつけた発行価額で、株主に割り当ての方向にいくのが法律的にも疑義がないし、また実際の取り扱いの上でも簡単に費用も要らないから、あらゆる意味で妥当じゃないかと考えたのでしたが、それに一番近い形が今最後にいわれた阪田商会のやり方だろうと思ひます。というのは、証券業者に引き受けをさせるという段階を省略して、引受権を株主に直接与えるという形なので、そこにはかものものと非常な違いがあるわけですから、これについて証券業界にいろいろな批判があるということをただいまいおっしゃいましたが、証券業界ではどういふ批

判をしているのですか。

「竹中」——これは山一証券の社員です。竹中 現状では時期尚早というわけですから、ちょっと法律論からはずれるかと思うのですけれども、（後略）

「三戸岡」——これは当時の日魯漁業の総務部長です。

三戸岡（前略）阪田方式のときは、証券会社に相談する余地はなかったというので、証券会社が非難するということなのだろうか。

竹中 非難というところまで過激なのですけれども、やや時期尚早ではないかという批判といひますか……

三戸岡 額面を超える発行価額によって発行する新株を、株主に引受権を与えて割当てる方式がどうして時期尚早なのか判らない。（後略）と申しとおるのでございます。

アメリカでも、ただいま申し上げました阪田方式に最も近い時価発行株主割り当ての方法を行なっております。すなわち一九五二年中に行なつたアメリカン・カン社の増資新株発行をその一つであります。アメリカン・カン社は、発行済み株式九十八万九千五百九十九株に対して一〇〇%の新株発行を行なっております。そして時価より一五・三%発行価額を安く、そして株主平等割り当てをしたのであります。ここに思い違いをしてはならぬことは、アメリカン・カン社が時価より一五・三%低い発行価額で発行したことを見て、買い取り引き受けの場合、一〇%から二〇%低いのは合理的性があるという、すなわち経団連を中心とする財界、証券業界の主張は、とんでもない誤りを犯した考えとなるからであります。なぜならば、株主割り当ての場合、時価より一五・三%低い発行価額で発行しても、その割り安分の利益は、株主が直接受け取るもので、このことこそ真の株主利益の保護です。参考人が力説していることは、株主以外の証券会社が、株主の利する分を持って

いってしまうから、それはけしからぬというのでございいます。

また、英国では、原則的に阪田方式とほとんど同じの株主割り当て時価発行を行っております。このことは、「日本経済新聞」四十四年四月十五日の「株式分割など盛ん、英国では株主割り当て」のところに、きわめて親切に、かつわかりやすく報道しております。

結論的に申し上げます。ただいま申し上げました阪田方式による新株発行を行なえば、あえて商法を改正して買い取り引き受け方法を合法化する必要もなく、すなわち第八号法案を新設することでも、第二百八十条ノ二の第二項を改正する必要も全くございせん。また先ほど申し述べましたとおり、わが国の株価構成原因をプレミアムに求めることは邪道であります。ゆえに、それはどうしても改めなければなりません。しかしそれは急いでいかなければなりません。それには、英国のごとく、すなわち阪田方式によって、もちろん額面価額を割ることは許されませんが、時価より二〇%も三〇%も底くなくさてもいいのじゃないか。こういう株主割り当てをして、株主に妙味を味わわせつつ、時価発行の方向に誘導していくことであると参考人はかく信じております。

以下、委員さん方にまことに失礼なことを申し上げますが、株主総会の決議は、会社及び株主の公正なる利益を多数の株主によって決議すること、会社及び株主の不利なことが目の前に見えておるにもかかわらず、多数決で決議することは、多数決の乱用で、無効または取り消しの原因になると解されております。法律の成立におきまして、ある意味から申せば、婦一するところがあるものと存じます。どうかどんな小さい疑点でも、これを氷解するまで御審査を賜わります。ほんとうに国民の納得のできる法律をつくっていただきたいことを希求してやまない次第であります。

○大久保委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。横山利秋君。

○横山委員 たくさんの参考人には、豊富な御経験をお話いただきまして、ありがとうございます。時間の関係で、私も十分意見の開陳をして、皆さんの御意見を承りたいのでありますが、それがあまりできませんので、二、三の問題にだけましても御意見を伺います。

まず東京商工会議所の津末さんにお伺いをしたい点がございいます。それはほかの方にも聞いていたのですが、私が、私もが考えますに、昭和二十五年における商法の改正は、資本と経営を分離し、株式会社の民主化の達成という根本的な立場を打ち出しました。そしていかなる方法をもつても株式の譲渡を妨げ、制限を加えることはできないという立場をとりました。今回、定款で定めれば、いかなる会社においても株式の譲渡の制限ができることになったのであります。津末さんのおっしゃるように、大きな会社には事実上むずかしいが、中小企業にこれが動いていくのではあるまいか。中小企業に会社荒らしややるいは会社の乗っ取りなどがある、そういうことを防止するということに力点が置かれるのであります。問題は、だからといってこの商法の基本的な立場を百八十度転換をするようなことまで積極的な必要性があるであらうか。逆説的に言えば、こういうことによつて無能な経営者、好ましくない経営者、独善的な経営者の存在を不当に擁護するようになりはしないかということ、私は恐れるのであります。会社乗っ取りや会社荒らしというものが生ずるには、生ずるだけの温床がそこにあることをまず考えなければならぬ。それは悪意のある連中がやることでありますから、それは大したことでないにしても、火のないところに煙は立たないことばがございしますが、必ず経営が放漫か封建的あるいは不安がある、そういうことを正すことの方が実は必要なことではあるまいか、私はこういうふうに考えるのであります。中小企業の経営というものと商

が、判決を引用するまでもなく、きわめて明白なことなんです。それを承知の上でやっていらっしゃったことになりますか。

○阿部参考人　その点につきましては、先ほども一部お答えしたと思うのでございますけれども、買い取り引き受けということばが適当かどうかということはわかりませんけれども、一応そういうことばが使われたというのは昭和二十四年からだということでございます。その当時はわれわれは、いま横山委員が御指摘になりましたように、

明らかに法律に違反しているということを承知の上でやる考えは毛頭持っていないせんし、それは募集の一つの方式だと思っていたのであって、もしそれが明らかに法律に違反しているならば、先ほど申し上げたように、その後、商法の改正が何回あったわけでございます。あるいはその機会に御注意いただく機会もあったらろうと思います。当人たちはやっているうちにだんだん、残株引き受けから進んで買い取り引き受けのような簡便な方法がむしろ一番合理的な公募株の処理の方法だと思つてやったことであつて、それが法律に明らかに抵触するということになりますと、そ

○横山委員　大隅先生にお伺いしたいのですが、れを取り扱っている証券会社の信用を傷つけるだけではなくて、そういう株を扱う場合には、発行会社も大きい会社でございます。財界に対する影響も大きいわけでございますから、初めからそういうことが違法だと思つてやったということはないと私は信じます。

ここで参考人の先生方の数多くの問題の焦点となりますのは、二百八十条ノ二の二並びに今回改正いたします「特ニ有利ナル」というこのことは、そこに相当焦点が置かれておるわけであります。いまいろいろお伺いしますと、「特ニ有利ナル」ということをきめても争いは起こる、これは皆さんお認めのようにあります。それから争いが起こるのなら、現行法どおり株主総会ですべて特別議決を必要としてもいいではないか、どちらが適切かつ適切であろうか、今回株主総会の議決を経ず

して「特ニ有利ナル」でやれば、一体「特ニ有利ナル」ということは、どのくらいが特に有利であるかということ、法律でないですから、おそらく行政指導ということになる。行政指導というものがどのくらいの拘束力を持つておるか、それは絶対拘束力というものはないのでありますから、国を相手取って、また国がこういう解釈をしたことはけしからぬという新しい問題をここで提起するおそれがある。先ほど中島参考人のお話によりますと、大成建設の問題でありますか、これは常識を越えたような数字だと思ふのですけれども、「特ニ有利ナル」ということをきめたことによつて、新しい紛争を起すだけの問題ではないか、それならば現行法でも差しつかえないではないか、より民主的ではないかという考えがあり得るのですが、この点について御意見を伺いたい。

○大隅参考人 ただいま御質問の点でございますが、現行法の二百八十条ノ二第二項は、株主以外の者に新株引き受け権を与えるときは株主総会の特別決議が要となっておりますが、この規定が買い取り引き受けの場合に適用されるのかどうか。言いかえますと、買い取り引き受けは証券会社に新株引き受け権を与えるものかどうか。そのことがやはり学者の間で議論になっておるのでございまして、これは最高裁判所がどういう立場をとるか、現在のところわかりませんけれども、その關係で、買い取り引き受けが適法かどうかということが、先ほど参考人からおっしゃいましたように、訴訟になっておるわけでありまして、では、それを改めて改正法案のように、株主以外の者に特に有利な発行価額をもって株式を発行するときは株主総会の特別決議は要らない、こういうふうにした場合におきましても、特に有利な発行価額とは何か、こういう点でやはり争ひが起り、また学説も分かれ得ると思うのでありまして、その点は現行法のままならば争ひの余地はない、改正法のようになればかえつて争ひを生ずる、私はそういうことではなからうと思ひます。そして現行法のようにはっきりと、特に有利な発行価額を

もつて新株を発行するときは株主総会の特別決議が要る、こういうことになりまして、先ほどもちよつと申しましたように、今後買い取り引き受けを行なう場合におきましては、その発行価額が特に有利かどうか、この点に会社の代表者としては神経を集中し慎重な取り扱いをしなければならぬことになりまして、少なくとも従来よりもかえつて買い取り引き受けを慎重に行なわせることになるのではないかと私自身としては考えております。ただいま、特に有利な発行価額というのは結局行政指導によつてきまるのではないかといたしましたような御発言のように伺いますけれども、行政指導というものはもちろん拘束力はないわけでございますが、たとえ行政指導によつて一応特に有利でないとしたとしても、結局決定されることになるわけでございますが、この特に有利な発行価額という表現が適切かどうかということは、私も先ほど申し上げましたように議論になると存じますけれども、それならば、これをもつと適当な表現に替へることができるといふ点を考えますと、私自身がこれまで考えましたところで、議論の余地はあつてもこの程度でやむを得ないのではないかと、そのように私は考えております。

○横山委員 大隅、松本両参考人に簡潔に伺ひたいのですけれども、今回の改正は、裁判で判決があつた、これはどうもいかぬぞという感じが、どうしても一つの機縁になつたような感じがいたすのであります。その意味におきましては、いわば当面の問題となつておる点を商法の部分的改正に求めるといふことになるのでありましょう。津末さんもおっしゃる通りに、本来、いまの商法が大企業からいろいろな株式会社に至るまで全部包含をして取りきめられ、そして事実上商法が守られていない部面もたくさんあるわけでありまして、いま当面喫緊の問題といひまして、先ほど私も百八十度の転換だといふ例証をあげたのですが、そういう部分的改正を暫定的にいたします過

程で、商法本来の目標、指導性、一貫した方向を見失うことがありはしないだろうか。これがどうしてもいまやらなければならぬものであるか。大隅先生のお話のは、いい知恵が浮かばぬから、まあ次善策としてこれはいいではないかというお話のようでありまして、本改正案以外にまだまだ商法としては御検討願ひ、御意見を伺うべき案に多くの点があると思ふのでありますが、ここで改正案を離れて商法の基本的な問題といひますか、時間が短くて恐縮でございますが、お考えの点がございまして、ひとつ基本的な問題についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○大隅参考人 ただいまのお尋ねの点につきましては、先ほどちよつと触れましたように、私は、現在何十万とあります株式会社、大小を問わず一律の法律によつて規制されておることとははなはだ不合理だと思ふのでございまして、どこで線を引くかは別といたしまして、大企業の形態としての会社と、中小企業の形態としての会社とをやはり分けて規定すべきであらうと存じます。その場合に、ややもすると中小企業は有限会社のほかに、こういうふうな意見もあつたけれども、現在の有限会社法は、有限会社という名前があまり歓迎されませんし、またその規定自身も必ずしも十分だとは思わないのでございまして、考え方によれば、株式会社の名称は中小企業に譲つて、大企業の会社はまた別の適切な名前があるならば名前をつけて、そして大企業にとつてはそれにふさわしいような立法をすべきであらうと思つておりますし、それから中小企業についてももちろんそれに相当するような形態を考へべきだと存じております。

それならば、その場合に具体的にどういふ問題を考へるかとおっしゃいますと、いまここで一々申し上げるわけにはまいりませんけれども、たとえば株主総会、取締役会、代表取締役、監査役、この機関の問題を取り上げまして、実は現在の立法は種々の点で不適当ないし不備な点があると存じまして、やはりこれを大企業の株式会社を中

心に考へますならば、もつとやり方があると思ふのでございまして。たとえば株主総会について言えば、書面投票というようなことも考へる余地はなからぬと思ひますし、取締役会にいたしまして、取締役会、さらにその下の通常常務会と申されておりますけれども、そういうたふさな機構も考へるとか、いろいろ問題の余地はあらうかと存じます。ただこのような立法作業をいたしますと、相当の知能を動員しなければならぬことになりまして、現在のうちに貧弱な少数なスタッフ、ことに私も学校の教師が片手間にときどき招集されるといったようなことでは、とうていできないことだらうと思ふのでございまして、国会でもつとそういう方面に十分の御配慮をいただき、相当の時間をかけるならば、それも可能ではないかと私は考へております。

○松本参考人 ただいまのお話のように、事実上商法が守られていないといふことはもう現実のありのままの姿でございまして、われわれこの弊害は日常痛感しておるところでございまして。先ほど申し上げましたように、六十万からある株式会社のうちで、上場せられておるのは二十から三千、数からいいますと一％にも足りない。資本の額からいいますと、私調べたことありませんが、それはずつと違ひましようけれども、したがつて、その数の点からだけいいますと、この二百八十条の二の改正も大部分の会社にとっては縁なき改正でございまして。ただ現実の問題として、市場で株式が取引せられておる大会社の新株発行の際に、権利がたふさぐ出ますし、端株も処理しなければならぬ。この場合には今度の改正案のように一括して買い取りを認めるといふこと、そのことははともかくとして、そういうような方向にきめる、これは実上の必要からやむを得ないのじやないか、こう考へております。全般的の問題として申し上げましたように、大企業と小さい会社、これを一律に商法の規定で律するといふところにどうしても無理が出ますし、たいへんむづかしい問題でありましようが、何とか皆さんのお力によつて今

○横山委員 最後は金子さんでも阿部さんでもどちらでもけっこうでございますが、先ほど中島さんが腹一ぱい言いたいことをおっしゃったようであります。親引けでございますね。その点について黙っていらっしゃるものなんだと思いますから、中島さんの指摘されました親引けについて何か御意見があったらひとつ伺いたい。

○金子参考人 先ほど親引けの問題が出てまいり

ましたこれは私どもの企業の立場といたしますれば、公募ということは、実際自分の企業そのものが直接これをやろうということになりますと、これはもうたいへんな手数がかかる。実際これを事実上やった企業はおそらくいいのではないか。そこで先ほどお話のあった阪田方式のほうがいいとか、いろいろな御意見もありましようが、それは別といたしまして、現在の公募の考え方を企業が行なおうということになりますれば、勢い買い取り引き受けの形をもちまして、証券会社に一括これを依頼するということが実は長い間の慣習になつておりまして、企業は過去十数年間にわたつてそれをやつてきておるのが現実でございます。ただこれがいろいろの事情から商法違反であるという御指摘が出たために、この問題は企業がこのままでは容易にできなくなつてしまふということでございますと、そこにこの問題について非常にトラブルが起つてまいりまして、いわば企業が何とかしてこれを従来どおりやらしていただきたいというところで、私どもは特に強くこの問題を提出したわけでございます。

そこで、その弊害の一つの例といたしまして親引けというものが先ほど御指摘にあったのでございませう。これはいろいろな広い範囲の問題でございまして、各企業ごとの問題で、私どもはこれを申し上げることはいかがかと存じますが、証券会社に一括いたしますと、証券会社にてできる限りにおいてこれを公募の趣旨に沿って売りさばいていただくということがわれわれが期待しているところでございます。そこで、その価額はもうす

なことが前提とされておりますと、何かそこに黒い影がさしているように考えられるのでございますが、それはどなたが買ってもよろしいわけで、そのうち関心があるような会社関係者がそれをほ

しいといった場合に、それをまた証券会社がどこかへ割り当ててこれを処分しようという努力をする場合に、買手があらわれれば特にそれを売るようになるだろうと思います。ただその場合に抽せんで売るとかあるいは厳格なやり方で売るということは、事実になかなかやっておらないようでございますので、これは買いたい人にそれを売ってあげるといふ形になると思います。そこで私どもこの問題につきましては、今回特に有利な発行面額あるいは有利ならざる発行面額といったような

な問題を申しましたのは、そこにむしる問題があるのではないか。つまりあまり時価よりも割り安であるかと仮定いたしますれば、そういう問題がさらに今後御指摘のように運営されたら、これは私どもの趣意ではないのであります。発行会社はできるだけプレミアムをよけいたいただきたいという考え方であればこそ、これに発行価額をきめるのでありますので、売れない価額をきめるということとは意味がございません。売れる程度においての最高の価額をきめるということが一般に考えて

○横山委員 時間の関係もございますから、多少意見がございますけれども、これで私の質問を終わります。

○大久保委員長 大竹太郎君。

○大竹委員　まず、中島参考人にお聞きしたいのですが、時間がございませんかから簡単にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

長く御意見を承っておりますと、参考人の御意見は、株式増資をする場合には、値段のいかににかかわらず、いわゆる株主以外の人に株式を割り当てるということとは株主権保護の立場からいうと不都合じゃないか、いまの制度はそうなっておらないけれども、非常に株主の権利を害するやり方であつて不都合じゃないかという御意見のように私伺つたわけでありますが、その点はいかがでございましょうか。

○中島參考人　そういうことはございませんです。要するに二百八十条ノ二の二項のいわゆる特別総会の決議を受けて、そうしてその引き受け権を与えようということで、それを抜いていったのでは取締役の権限乱用もおそろしいものになる、こういう言い方でございます。

○大竹委員 次に阿部参考人にお聞きしたいのでありますが、これはこの中ではないのでありますけれども、証券会社で非常にとくさんの株を取り扱う事務の上から非常にお困りになっておるといふことで、私ども昔の金からすれば五十円を五百円

○阿部参考人 ただいまのお尋ねの点でございますが、確かに戦前に比べまして物価が四百倍以上にもなっておるのに株式の単位が多くの会社は五十円だ、しかも定款に一株券の発行を確定してあ

れば、やはり五十円の株も用意しなくちゃならぬ。どう考えてもこれが実際のいまの経済單位に合っていないのじゃないかという疑問は持つわけがあります。実はその問題につきましては、先年いろいろのくふうがなされまして、あるいは政府のほうでもお考えになりましたけれども、実際界となかなか調整がききませんで現在まできているということございまして、私個人としましては、やはり額面金額が上げられないならば、あるいは株式の発行株数についても少し合理化する余地があるのではなからうかと思いますが、証券市場からいえば、そういう場合に、せっかく大衆が株式を買うようになった空気を阻害してはいかないという心配も一方にあるわけがあります。

それからいままの手数料から見ますと、やはり手数料というのは証券会社が健全な経営ができるような手数料でなくちゃいかぬと思うのでございす。その点からいえば、実は証券業界みずからも合理的な線を考えなくちゃならない。その場合に、どうしても手数料が少なくなるくふうを考えると、いうことになりますと、事務量を減らさなくちゃなりませんから、その点でやはり株式の整理といえますか統合といえますか、いつの日かは考えなくちゃならない問題ではないかと思います。

○大竹委員 その次は津末さんにお聞きしたいのでありますが、中小企業においては株式の譲渡制限ができることになったわけでありますが、御承知のように、これにはなかなかめんどうな手続が必要なのであります。しかしこれは、戦前においては何か総体の数の八〇%の会社が譲渡制限の規定をしていたというようなことを聞くわけでありまして、今度せっかくこういう規定ができました。総会その他特別な決議が必要なのであります。手続がめんどうだということで結局やらぬのじゃないかという気も私はしないわけではございませんが、これができたら、相当の会社はこれはいいあんばいということ、さつそくみなこの手続をしてこの規定を応用するとお考えになりますか、どうですか。

○津末参考人 いまの御質問は、非常に小規模の会社で大体株式会社の形態をしておられることは、税金その他からくる面が非常に多いと思うのであります。ですから、そういう会社においては定款がどうかあるいは総会がどうか、商法上の税金対策としての株式会社が非常に多いので商法上の株式会社であるかどうかというところは別でございますから、それは問題にならないと思えます。大体私は四、五千万円から一億程度の会社が大体この問題の対象になるのではないかと考えられるわけでございます。そういう程度の会社では大抵非常に発展性があるという見込みで、あまり遠くないうちに株式市場に上場する見込みがあるというふうな会社においては、これはやらないと思うのでありますけれども、同族会社ないしそれに近い、株主の少ない会社において、おそらく定款でこういう定め方をされるのじゃないかというふうに考えます。

○大竹委員 次に、金子参考人にお聞きしたいのでありますが、御承知のように、株式譲渡の方式の変わりましたのに対応しまして、株券の不発行または寄託の制度ができたのですが、これは定款でたしか反対の規定ができるということを御明示になっておったと思うのでありますが、そういう

ことはめんどうくさいからということと定款にみない規定されたのでは、この利用価値というものがなくなると私は思うのであります。これは参考人お一人にちょっとお聞きしてもだめなんですか、一体どういうことになるのでしょうか。非常にこんなものはめんどうくさくてしようがないから、定款でひとつこんなものをシャットアウトすることにしようという傾向ですか、それともこれは喜んでやろうという傾向ですか、その点をお聞きしたいと思います。

○金子参考人 ただいま御質問の問題は、確かに現在株主で非常に多量に株式を持っておられる方は、おのずから自己防衛をされているわけでございます。したがって、銀行の貸し金庫を借りてやっている方もありますし、また、御自分で安心感のあるような金庫に入れている方、いろいろございましょう。今度の株式の裏書きというものが廃止されて、一応これができると、お札のようなものだ。現在もそうなのであります。そういう感じが深くなければ、皆さんの御関心も深くなって、それではいつそ株をもらわないでいて、そして会社のほうでいわけの登録と申しますか、不発行の形で、株主権というものを保持して、必要があれば発行してもらおう、こういうようなこともあわせて考えてやるといふことでございまして、会社側といたしましては、おそらく私の想像でございまして、この問題は会社側だけからいえば、御指摘のようにかえて非常に仕事が増える、トランプな問題だと思えます。しかしながら、これは株主サービスということがたまたまいわれております。したがって、この問題は、会社がうちではそういうことをやりませんというのを定款で定めるといふようなことになりまして、これはなかなかそれは言い切れない面が大会社としてあるのじゃないか。それは会社側として喜んでこれをやるかやらないかというところになります。急に株がほしいとおっしゃる、また要らなくなつたから預つてくれというふうになってくるかどうか、この辺のところは、想像はいろいろいたして

おるのであります。会社側としては株主サービスという精神で、おそらくこれはやることになるであらうということをお考えおるのでございませう。会社側が非常に喜んでこの仕事を引き受けるかどうかということになります。結局それだけ仕事の量がふえるということだけは間違いない。しかしながら、問題がこちらにございまして、相当に手数料という問題とからまわっているのでございます。大きなものをたくさん持っていて、これをひとつ預かってくださいと言われた場合、会社がそんな保護預かりするような大きな金庫を用意するというのは、相当金がかかります。また、会社自体が大きな金庫をよそから借り金庫してやるといふ場合も、金がかかります。これは今後手数料の問題で、妥当な手数料をきめてこれを扱うことになりまして、御依頼なさる方も、その点はおのずから考えておいてなると思っています。私はその面を相当な調整がとれてまいるのではないかと、このように考えております。まず、いまのところとしては、私だけの気持ちからいえば、要するに株主サービスという精神がこの問題を相当円滑に解決するのではないか、このように思っております。

○大竹委員 最後に、大隅先生と松本先生にお聞きしたいのですが、これは先ほど横山委員の質問で大体お気持ちはわかったのであります。最後に念を押しておきたいと思うのです。やはり大きな会社、ばく大なないマンモス会社と、いわゆる八百屋、魚屋を一緒の商法によって規定するといふことは、いろいろな都合が起る、したがって、根本的に改正する場合においては、どういふことで線を引くかは別として、やはりこういうものは別の法律によつて――将来根本的な改正をする場合においては、大きなものと小さなものとを分けた法律にするほうがよろしい、お二人ともそういう御意見だったとお聞きするのであります。そうお聞きしたことによろしくございましょうか。

○大隅参考人 私は、ただいまおっしゃいましたとおりでございます。大企業の会社と中小企業の会社とは、やはり別の、それぞれに適應したような立法をすべきものだと考えております。

○松本参考人 ただいまのお話のように、私も別の規制をなすべきものだ、こう考えております。

○大久保委員長 これにて参考人に関する議事は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ、長時間にわたり貴重な御意見をいただき、本案の審査に御協力くださいまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して、ここに厚く御礼申し上げます。どうぞ御退席ください。

○大久保委員長 引き続き、商法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 先日の質問に引き続いて商法改正について質問をいたしますが、その前に委員長にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

はなはだ身がたてなことを申しまして、まことに相済みません。同時に、本会議がいつ始まるかわかりません。私自身も実は党務で出かけるけれども、その間質問が終らない、あるいは答弁が終らない、そういうときには、私はレギュラーの委員じゃありませんので、法案の取り扱いが委員会をやつていただいても、その後また機会を与えていただいて質問を続行する、こういう取り計らいをお願いいたします。

そこで、まず最初に、先日私が質問いたしました、政府のほうでいいますか、法務省のほうで若干答弁が保留になっておった点、どこだと言わなくてもいいと思ひますが、その点について、その後検討しておられるならば、まずそのことを発表していただきたい。そこから入りたいと思ひます。

○新谷政府委員 前回御質問のございました点の中で、二つの点につきまして、さらに補足してお

答へ申し上げたいと存じます。

まず第一点は、株式の譲渡制限の定めを新たに設けました場合及びその制限が設けられた後の問題といたしまして、株主が緊急に資金を必要とする事情があることがありますので、そういう場合に会社が即時に株式代金の一部を支払う等、株主の必要に応ずる措置を講ずべきではないかということが一つの点であります。前にもお答えいたしましたところでございますけれども、株式の譲渡制限の定めを新たに設けるということは、株主の利益に重大な影響を与えることになりまして、改正案におきましては、既存の株主を保護いたしますために、株式の譲渡制限の定めを設ける決議におきましては、通常の定款変更の要件よりも厳重な要件を定めておきまして、さらにこの決議に反対する株主に対しては、決議がなかつたとすれば、その株式の有すべかりし公正な価額で買い取るべきことを会社に対して請求することができるといふふうに定めてあるものでございます。改正法案はこのようにいたしまして、既存の株主の保護をはかっているものでございまして、これで十分ではあるまいかというふうに考えておるわけでございます。

御質問のように、株主が緊急に資金を必要とする場合のあることも考えられるのでございますけれども、たまたま株式の譲渡制限の定めが設けられた時点におきまして、株主に資金の必要を生ずるようなことはきわめてまれにしか起きない問題ではあるまいかと思われまふことと、万一このような事態が起きましても、ただいま申し上げましたように、株式買い取り請求権が認められている結果、会社と株主との話し合いが促進されて、株主の資金の必要が満たされるところに、会社が株主に対して代金の一部を即時に支払う等の措置を講ずることはいかかなものであろうかというふうに考えておるわけであります。

なお、株式の譲渡制限の定めが設けられまふときには、買い取り請求権を行使しなかつた株主、

またはその定めが設けられまふ後に株主となりました者は、資金回収の必要が生じた場合に、株式の譲渡について取締役会の承認を得られまふとときは、改正法案二百四十二条ノ二以下に定める手続によつて資金回収の道が講ぜられておるわけでありまふ。このように株主はその株式を即時に売却することができないことを承知しているはずでございまいし、他面二百四十二条ノ二以下に定めまふ手続が規定されていることによりまして、株主と会社との間の話し合いが促進されることも期待するわけでありまふ。以上の措置をもちまして、株主の資金回収の必要性を保護するということにいたしておるわけでございまいし。

それからもう一つの問題は、株式を自由に譲渡することができまふ現在の法制下におきまして、そのようなつもりで株式を取得しておる者が、後日の定款変更によりまして株式の譲渡制限の定めが設けられまふために、既得権を侵害されるようなことになるのではないかと、これに対してどう思ふかという御質問でございまいし。改正法案によりまして、株式の譲渡制限の定めは、株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要するということにいたしておるのとどまるわけでありますが、これは株式の譲渡を禁止するものではなくて、むしろんございまいし。しかも譲渡につきまして取締役会の承認がないときは、第二百四十二条ノ二以下の規定におきまして投下資本の回収の道を講じておるわけで、改正法案におきましては、適正な価額による株式の譲渡は保障されておるわけでございまいし。

しかも株式の譲渡制限の定めを設けるにつきましては、発行済み株式総数の三分の二以上の賛成に加えて、総株主の過半数の賛成をも必要といたして、一般の定款変更の決議よりも厳重な要件を必要とし、さらにこの決議に反対する株主には、決議がなかつたとすれば、その株式の有すべかりし公正な価額をもつて買い取るべき旨を会社に対して請求することができまふことにいたしておるわけであります。

以上の措置によりまして、株主の保護のために十分の措置が講ぜられておるものと、かように考えておる次第でございまいし。

○田中(武)委員 ただいまの御回答は、先日の御答弁を若干詳しく言つた程度で、何ら前向きになつていない。おそろくそういうことは少なからう、こういうことであるが、先日申上げたように、法というものはあらゆる可能性を考えていくべきじゃないか、そういうことで私は提案したわけだ。ただいまの回答ははなはだ遺憾だ。しかし、時間の関係で議論はいたしません。たゞ、緊急に必要とするような場合、所有株券を供託する、そのことによって会社は——額面高の何%かということはきめるとして、払うというふうなことがあるならば差しつかえないのじゃないか。そしてまた一つくらいはわかりませんが、そういうことで人命にも関するやうなことがあり得ると予想されるのですから、そういうことに対する救済規定が必要ではなからうか。

それから第二の点につきましては、これはどうかと思ひますが、商法二百七十二条の取締役の行為の差しとめ請求権というものが使えるか使えないか。

○新谷政府委員 最初の御質問の、緊急の場合に株券を供託いたしまして、それを会社のほうで相当と認める金額で一応引き取るという形にしたかどうか、こういう御意見でございまいし。

「委員長退席、小島委員長代理着席」
そういうことも考えられないでございまいし。けれども、特にそういう緊急の必要がある場合というところで法律に書くといひますと、この判定が非常にむずかしいといひますと、この判定がそれから一般的に、これは譲渡制限の場合だけに限らないと思ひます。譲渡制限をしなけれ

ばならない会社といひますと、御承知のように同族のな会社、閉鎖的な会社が多いわけでございまいし。そういう会社についても同じように考える必要があるまいか。また、そこまで参ります

と、会社の自己株式の取得の範囲が広がっていくといふやうな問題にもつながっていくのではあるまいかといふふうに考えられるわけでございまいし。そういう点の御意見も十分考慮に入れまして、さらに研究はさしていただきたいと思ひます。

第二の問題でございまいし。総会の決議についての差しとめでございます……
○田中(武)委員 だから、そういうやうな考え方はできぬか。少数株主を保護するためにその行為を待たつたといふやうな、それは総会の——二百七十二条はそうなんです。インジャンクションの規定があるのです。だから、そういう考え方で——何かかつて譲渡をしておる。それは都合だけでやる。こういう場合に、既得権を侵害せられるといふ立場の者が、いわゆるそういう差しとめ請求権といふやうなものを使うやうな考え方はどうか、こういうことで。

第一点についても、私はあなたが言つたやうに、特に緊急な場合といふことになればいろいろ問題があるといふことなら、あとで出てきますが「特ニ有利ナル」といふのと同じことで、そういう字句について問題があるから云々といふなら、法律は全部そうでしょう。しかし、それは自然に、社会通念によつて用語についての観念は成立していくんじゃないですか。したがって、そういう字句があるならば混乱を招くといふやうなことでは、「特ニ有利ナル価額」といふことばにも同じことが言えるでしょう。それは答弁にならない。そうでしょう。私は二百七十二条がそのままといふんじゃないですよ、やうな考え方のインジャンクションの規定はどうか。

もう一つは、株券を供託することによつて、額面なんかは、全部じゃないです、半額でも何でもいひますから、さしあたり支払う、こういうことによつて、そういうたいつでも売れるんだと思ひつて、それが禁止によつて売れない。話をしたが、私は大体話がつくだろうと思ひますが、つかないときを予想して、数項目にわたる規定を入れておるのしょう。資金回収についての規定を数項目

入れておるでしょう。ならば、そこまでなぜ考えられなかったか。少なくとも立法にあたっては、私は考え得られるあらゆる可能性について追及していかなければならないと思うのです。そうじゃないですか。万々なろうというようなことではだめです。それなら法務省としての値打ちはない。立法のときにはあらゆる可能性を考える。私の言ったことが絶対にないとおっしゃるなら、それは下がりましょう。そうじゃないでしょう。あり得るでしょう。この場合私の提案していることであるならば、これはほかのことにあまり、条文をさわたり、がたがたしなくとも済む問題なんです。そして、あり得るであろう緊急救済ということにできるんじゃないですか。もうこれ以上は議論はしません。お聞きの方諸君、どうですか、今度の修正を考えませんか。法律の専門家がいますか。お答え願います。

○新谷政府委員 田中委員の御意見も、御意見としては十分拝聴していただいたわけでございます。譲渡制限の決議につきましては、特別に慎重な手続を踏みまして、このような規定を置いたわけでございます。そういうふうな差しとめの問題というところにつきまして、確かに御意見のようなことでもあると思いますが、これは今後の問題として、もう少し研究させていただきたいと思っております。

○田中(武)委員 では、この点はその程度にしましょう。しかし、今度じゃなしに、この際ひとつ専門家の委員の方にそういうことを検討してもらいたい、こういうことを委員長に要望しておきます。

次に、ちょうど質問が切れたところは、裏書き制度あるいは譲渡証書でなくて、交付だけで売買が成立する、こういう点だったと思うのです。そこで、もう一べん確認しますが、これは動産の売買の成立要件及び対抗要件とどこが違うか。

○新谷政府委員 二百五十五条の新しい規定は、株式を譲渡いたしますには「株券ヲ交付スルコトヲ要ス」と書いてございます。したがって、株式の譲渡というものにつきましては、譲渡行為とい

う——これは契約でございましょう。意思表示と同時に株券の交付という要件が加わらなければ、株式の譲渡の効力が生じないわけでありまして、この二つが相まって株式の譲渡の効果が発生する。一般の動産の場合におきましては、物の引き渡しが必要でございせん。これは意思表示だけで、完全に所有権が移転することになります。したがって、物を引き渡さずかどうかということとは、第三者に対する対抗要件でございまして、したがって、株式の譲渡の場合に物の交付が要件になっておりますのは、譲渡そのものの要件でございまして、これは対抗要件という趣旨ではないわけでございます。動産の場合には、物の引き渡しに対抗要件でございまして、そこが、株式の譲渡と一般の動産の譲渡の場合の相違点であろうと思っております。

○田中(武)委員 そうしますと、当事者間においては成立しておる。しかし、会社及び第三者に対して、交付だけで対抗要件が出るかということに對して、先日、会社に対しては株主名簿を書きかえない限り対抗要件はない、こういうことだったですね。そうすると、紛失とかあるいは盗難とかの場合に、A、B、C、Dと移ったときの占有者ですね、これの地位はどういうことになりますか。第三者に対する対抗要件を持っていますか。

○新谷政府委員 株式を紛失いたしました転々と譲渡する、あるいは盗まれた株券が転々と譲渡いたしました場合に、株券の占有を失いました元の株主が、最後の善意取得者に対して、自分が株主だということを主張できるか、こういう問題だろうと思っております。これは、善意取得者の保護は商法の規定によつて、善意取得者が株式を取得するといふ規定がございまして、善意取得という事態が起きますれば、元の株主はその株主たる地位を失つてしまひまして、その株券が転々とする事によつて、善意で取得した新取得者が完全に株主になるわけでございまして、したがって、元の株券を失った株主と善意取得者との関係では、対抗という問題ではなくて、その株式を取得したと

いう法律効果によつて決するわけでございまして。○田中(武)委員 そうしますと、この間もちょっと言いましたが、会社の株主名簿はAである。それが紛失あるいは盗難でB、C、Dと行った場合、一方Aは会社に対して紛失あるいは盗難届けを出してある。ところが、あなたのいまの答弁ですと、Dが持つてくれば、これは書きかえなければいけないということになりますね。そうなんです。

○新谷政府委員 Dが善意の取得者でございすれば、会社はそれに応じて名義の書きかえをするということになります。

○田中(武)委員 盗難届けなり紛失届けが出ていゝ場合、善意であるか悪意であるかということでは、会社はそれを調査する義務はありますか。

○新谷政府委員 これは株券の所持——従来の現行法によりますと、裏書きの連続ということによつて、株券の占有者の資格が適法なものであるという推定を受けます。今回の改正によりまして、株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス」と、こういうしてあります。したがって、会社といたしましては、その推定をくつがえす明白な反証を持つておられますれば別でございまして、けれども、善意の取得者だと称する者が、株券を持てきて名義書きかえを求めました場合に、会社側は、それをくつがえす証拠がなければ、名義書きかえに應じなければなりません。これに應じた場合に、会社の責任はそれで免責されることになりまして、新しい取得者が名実ともに株主として扱われるということになります。

○田中(武)委員 善意の占有者が所有者であると推定する。こういう場合に、紛失届けを出しておれば、後になって、旧株主と会社との間にやはり紛争がありますね。そういう場合には、一体保証責任はどこにあるのですか。と申しますのは、紛失届けなり盗難届けを出しているという事実、これが来ていると、事実上会社はわかっているのです。そうすると、持つてきたものがA、B、C、Dと転々としておるだろうが、一応悪意と推定するの

じゃないですか。盗難届けあるいは紛失届けが現に出ていないのです。

○新谷政府委員 盗難にかかりました者がAといひまして、それが事故届けを出した。ところが盗んだBが、C、D、E、Fと、こういうふうな転々としたした場合にC、D、E、Fは、Aが失つたものかどうかというところは知り得ないわけでございます。したがって、事故届けが出ていないということによつて、C、D、E、Fの悪意であると推定することはできないと思ひます。

○田中(武)委員 そこにまた問題が残るし、あとで会社と旧株主の間に名義書きかえについての紛争が残るだらうと思ひますが、一応この点はこの程度にします。しかし、実際の扱いにおいては何か考へる必要があるのじゃないかと私は思ひますね。

○新谷政府委員 株券を紛失した場合に、いま仰せのように、事故届けを発行会社に出してあるようでございます。その場合に、事故届けのありました株式の扱いにつきましては、業界におきまして、いろいろ扱い方をそれぞれ定めておるようでございます。その点は慎重に調査いたしましたして処理しておるうちに私は聞いております。

○田中(武)委員 公告して失権するという方法はあるでしょう。それとの関係はどうなりますか。ところがこういう公告はあまり見ないというところ、善意の取得者になりますね。

○新谷政府委員 非常にこまかい御質問になつてまいりますが、紛失いたしました場合に、公示催告して除権判決を求める。それと善意取得者の関係、こういうことになるわけでございまして、これは確かにいろいろの場合を考えなければならせんが、問題は確かにございまして。

○田中(武)委員 問題があることはわかつたのですから、この程度にします。これは、やはり行政というか、何か考へるべき点があることだけは確認できたと思ひます。

次に、今度の改正によつて交付ということをや

る、これに因連しているだろうと思いますが、株主名簿にだけ登録しておいて、そして株券を発行しないという制度ができる。これは安定株主はそうだろうと思います。それから寄託制度というか、それも今度あるようですが、これは会社によると自分が判断することです。たとえ改正になっても、定款でそんなことはやらないのだ、こういうことをいっておくわけですね。

それから、そう考えた場合に、株主名簿だけで、株券を発行しない。そうすると株主名簿だけが唯一の権利の根拠です。いわば一つの登録機関のようなものだと思います。登録制度のようなものですね。そうすると、会社対株主というひとつの利害関係になる。一方だけがそういった権利を持って、片一方は登録だけで何も持っていないのです。そこで、登録機関というものを別に考える必要はないですか。そうでなければ、そういう場合、そんなことはあり得ないけれども、かつてに斐えられてしまったら、こちらは証拠がないのですね。それで、株主名簿に千株と書いてあるだけで、株券は持っていないのです。それが五百と、いつの間にか直ったときはどうするか。それはあり得ないことではないと私は思う。しかも、この場合は、会社対株主は利害対立の関係に立っている。一方にそれを持たすということではなく、何らかの機関による登録制度というか、登録機関、こういうものは考えられませんか。

○新谷政府委員 株券の不発行制度をとるか、どうかという最初の点でございますが、これは、先ほど金子参考人からたしか御質問に対するお答えがございましたが、確かに、事務の面から申しますと非常に複雑な面も起るかも知れません。しかし、株式会社という以上は、やはり株主のほうをまず第一に考えるべきでありまして、こういった株主の不安を解消する措置が講ぜられているのに、むやみにこれを排除するということは、そう簡単にはできないことじゃあるまいかというふうには自分は考えるというふうな金子参考人は先ほどお述べになりました。私もその点は同意見でございます。

でございます。

それから、不発行の措置をとりました場合に、その者が株主であるということを確認できるのは会社だけであって、株主のほうは何らの資料がないのだから非常に不安定になるのじゃないかという御心配でございますが、これは、今度の新設の二百二十六条ノ二の二項でございますが、これは第一項が、株券の所持を欲しない旨を会社に申し出た場合の措置が書いてございまして、第二項に、この規定を受けまして「前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス」と書いてございまして。これは、通知という形を法律上は定めましたが、これも、実際問題として、領収書と通知を合わせたような形のもを発行会社としては出す必要があるう、またそうすべきであるとわれわれも考えまして、この措置を特にとったわけでございまして。これによりまして、株主は、この通知書は株券ではございせんので、有価証券ではございせんので、転々としたす心配はございせんが、これがございまして、会社にそういうものを寄託している、あるいは不発行の措置をとっているというこの証拠が残っているわけでございまして。御質問のようない心配はないのではあるまいかと考えております。

○田中(武)委員 一つの登録機関といいますが、それは、銀行もしくは信託会社がそういうつとめをする、それに対する証拠としては、会社が出す通知書によって保証できる、こういうことですね。

○新谷政府委員 さようでございまして。

○田中(武)委員 この決議権の不統一行使の問題ですが、これが一番明らかになるのは、たとえば団体の持っている株、それは、たとえば役員が十名あって、その行使については七対三に分かれる。その場合、七〇%が賛成、三〇%が反対というふうな場合ははっきりと不統一行使の基礎ができる。

その場合に、少数のほうは会社に対して株券の買取り請求ができるか、やった場合に、それは三〇%についてか、持ち株全体についてか、それが破れた場合ですね。

○新谷政府委員 ただいま御質問の意味、ちょっとお尋ねしたいのでございまして、団体が持つております場合と申しますのは、法人格がない団体で、その代表者のような人が信託的に持つておる場合……。

○田中(武)委員 信託は別です。いわゆる何々法人であるとか、何々協同組合だとか、何とか株式会社とかいう法人……。

○新谷政府委員 法人が持つております場合には、法人そのものが株主であり、同時に形式上株主名簿に記載されておるものでございまして。したがって、その団体の構成員の各自がその株式を持つておるということではございせんので、団体そのものがその株式を持つておるわけでございまして。この場合には不統一行使はできませんが、会社としては拒否できるということになるわけでございまして。

○田中(武)委員 拒否できませんかね。その団体の執行部とでもいいますか、役員会とでもいいますか、そこでこの行使について議論が分かれた、そして七対三になった、そういう場合。

○新谷政府委員 お尋ねの場合は、個人が持つておりました、その個人が七、三でこの議案には賛成だというふうな場合と同じ問題じゃないかと思うのでございまして。したがって、団体が持つておる株につきましては役員の見解が七対三に分かれたという場合にも、その団体そのものは……(田中(武)委員「だからそういうふうに行使しようとして、行使するには二百三十九条の二の第一項によりまして、三日前に会社にその旨を通知しなければならぬ。これが第二項の規定にまいる。株主が株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ」会社はその議決権の行使を拒むことができる」とございまして、たゞいまの場合には、他人のために株式を有することを理由とするものではございせん。したがって、発行会社としては、その議決権の不統一行使を拒むことができる、こういうことにならぬと思ひます。

決権の行使を拒むことができる」とございまして、たゞいまの場合には、他人のために株式を有することを理由とするものではございせん。したがって、発行会社としては、その議決権の不統一行使を拒むことができる、こういうことにならぬと思ひます。

○田中(武)委員 ちょっと待ってください。団体が持つておるんですね。名前は団体の名前になつておる。その場合に団体の意思を決定する機関が七対三に分かれた。そこで不統一行使ができるからというので七対三で行使しようじゃないか、こうきめた場合、会社はやはり拒否できるのですか。これは信託会社じゃないに、普通の場合。

○新谷政府委員 普通の団体の場合を考えております。ただその団体の執行機関の見解が七対三に分かれたという場合でございまして。そういう場合に七対三で不統一行使ができるかということでございますが、これは他人のためにその法人格を有する団体そのものが株式を持つておるものじゃございせんので、これは団体そのものが自己のために株式を持つておるわけでございまして。したがって、執行機関の見解が七対三に分かれまして、その七対三に分かれた執行機関のために株式を持つておるのではございせんから、これは一般の個人の場合と同じになります。したがって、発行会社がそれを許せば不統一行使は可能でございますけれども、この第二項の規定に抵触いたしますので、その場合には発行会社は不統一行使を拒んでも差しつかえない、こういうことになります。

○田中(武)委員 では、その拒まれたとき、あるいは許されて行使して負けた場合、その三〇%の人たちが買取り請求を出すということ、これはその株主が直接じゃないだろうが、やった場合、それはその法人といいますが、団体の持ち株全部に及びますか、その三〇%になりますか。

○新谷政府委員 ただいまの買取り請求は、譲渡証券の定款の変更に因連しての御質問と承つてよろしうございまいしょうか。

○田中(武)委員 いや、一般の買い取り請求もあるだろう。

○新谷政府委員 一般の買い取り請求と申しましたが、役員が七対三に分かれて役員がその買い取り請求をすることができないわけでございます。団体の株式でございますから、団体がその株式を売買する分には、これは一向差しつかえございませんけれども、その団体そのものでない役員が、その株式を買えというふうなことは言えないと思います。

○田中(武)委員 この不統一行使が役に立つのはこういう場合じゃないかと思うのだが、そうじゃないですか。それじゃ、この不統一行使ということとを特に今度改正で入れるということは、どういうところに利点があるのですか。

○新谷政府委員 ただいまお話しのような、団体そのものが持つておる、団体と申しますか法人が株式を持つて、株主名簿上もみずからが株主になつておるわけでございます。しかし、ここで特にこういう必要性が出てまいりました直接の動機は、投資信託の場合におきまして、証券会社が信託会社なり銀行に委託いたしました、銀行が株式を保有しておるわけでございます。株主名簿上もその銀行が株主になつておまして、株主は銀行のみでございます。ところがその銀行に委託したしております証券会社は甲、乙、丙、あるいはそれ以上あるかもしれません。その場合に、株の取り引きは、甲なり乙なり丙という証券会社の指図に基づいて銀行がやつておるわけでございます。しかし、形式上の名義人は、銀行そのものでございます。しかも、その投資信託の場合には、発行会社から出します配当金は、銀行を経由して証券会社のほうにまいります。したがいますと、実質的に株主としての利益を受けておりますのは証券会社でございます。そうしていまの投資信託の場合には、証券会社がこの議案に対して賛成という場合には銀行も賛成の議決権の行使をしてもいい、反対の場合にはそのようにしてもらいたい、こういうことになるわけでございます。ところが、甲、乙、丙とございますので、その意見が必ずしも一致しない。賛成の会社もあれば反対の会社もある。その指図にしたがつて銀行が議決権を行使いたします際に、賛成が三分の二あるいは反対が三分の一というふうな形になつて、不統一行使を行なう、こういうことでございます。

○田中(武)委員 いまの団体の持ち株の場合は、ちょっと保留します。こつちもちょっとその本を持ってきていないので……。

それではいまの典型的な場合は投資信託会社だと思ふのです。投資信託会社の場合は、おっしゃる通りに受託銀行が株主である。そうして甲、乙、丙というような証券会社といったようなものが預けてある。いままでならば、形式的にここで保有しておつた、ところが甲、乙、丙が、それぞれ違った意見を持つておつた、その場合に、それぞれの指示に従つて入れる、こういうことのために変えたんだ、これは一つの不統一行使の典型的な場合だと思ふ。そこで、そうなるとするならば、実際金を出しておるのはいわゆる大衆投資家ですね。これは議決ということとは重きをなさずして、むしろそれは利潤だけを考へておると思ふんです。しかしその場合はほんとうの投資家というもののはたな上げするとして、そうしますと、証券会社が甲、乙、丙、それぞれ言つていくということによつて、いままで受託銀行が形式的に行使しておつたようなものが、今度は相當意識的な行使に変わつてくる。こういうことは金融資本の産業資本への介入の道を強く広げてくるのじゃないか、こう思ひませんか。

○新谷政府委員 むしろ金融機関のほう証券会社の指図に従うわけでございます。したがいますと、いま仰せのようなことにはならないのではないかと思います。

○田中(武)委員 一般の投資家はつんばさじきに置かれておる。そして証券会社が思うようにやるわけです。いままではあまりそうじゃなかった。そこで、証券会社の意識的な意見というものは入つてくるでしょう。それは産業資本への、産業

界への——証券会社もこれは一つの金融資本でしよう。これが意識的な配慮と言ひますか、そのことによつて株を上下させるというか、そういう意図的なものも出てくるのじゃないですか。これはあり得ると思ひますが、そうじゃないですか。

○新谷政府委員 私、必ずしもそうはならないと思ふのでございます。一般の投資家は、証券会社から受益証券を受けまして、その金の運用を証券会社にまかしておるわけでございます。証券会社はその契約に従ひまして、受益証券に定めるところに従ひまして、誠実にその金を運用する義務があるわけでございます。ですから、そのときどきの情勢に応じてまして、現時点においてはこういう株式が有利だ、あるいは不利だということ判断しながら、その証券会社の責任において運用していくわけでございます。これも一般の投資家のために証券会社が活動するわけでございますので、特に証券会社がそういう介入的な行為をするということとはあり得ないのじゃないかと私は思ふわけ

です。

○田中(武)委員 ちょっと意見が食い違つたのですがね。結局、私の言わんとするところは、実際の投資家の意思は無視せられて、そして証券会社の意思というものが入ることによつて、株が上がつたり下がたりするということ見通しをもつて意図的に使用せられるのじゃないか……(「そういうことはあつてもわからぬでしょう」と呼ぶ者あり)わからぬけれども、そういう道を開くのじゃないか。だから証券会社というか、金融資本の一つの産業資本への介入という道が開かれるのじゃないか、こう思ふのですが……。言っていることはわかりませんか。

○新谷政府委員 わかります。

○田中(武)委員 それでは、意見を聞いておくことはそれでよろしいです。法律論じゃないですから。考え方の差だろふと思うのですが、そういうことはあると思ふのです。いままでだったら、銀行が形式的に使うておつた。ところが、いままでは銀行の意思なんです、今度は証券会社の意思

だから、証券会社が意図的に上場している株の下というのを考へてやるという余地が出るのじゃないか、そういうことと、一方、ほんとうの投資している一般の投資家というか、株主というのは投資家ですね。これの意思とは逆なものが出てくるのじゃないか、こういうことを言つておるのですが、どうも食い違いのようですね。この点については先日御説委員がやつておつたようですが、これも保留しておきましよう。

私は、実は二時半ごろにはやめたいのです。あとたくさんありますが、きょうは一つだけ、わざわざ通産省の企業局長に残つておつてもらつたのですから、その点だけを伺つておきましよう。外資法の十七条の二の二項、この場合は、新株の引き受け権の譲渡は書面による会社の承諾がなければ対抗要件はない、こう書いてあるわけですね。今日までADRの制度についてはどういふうに運用せられておりましたか。

○島田(善)政府委員 ADRの運用等については、私はちよつとわかりかねるわけでございます。

○田中(武)委員 そうすると、これはどこでしようか。

○島田(善)政府委員 これはやはり大蔵省でございます。

○加治木説明員 外国でADR方式によつて株式が保有されている場合、その親株に対して子株が割り当てられたときの引き受け権を特に譲渡できるようになつております。この場合は会社で引き受け権譲渡についての承諾書を発行いたしました、それに基づいて引き受け権を譲渡することができ、こういうことになつておるようであります。

「小島委員長代理退席、委員長着席」

○田中(武)委員 外資法はそのとおりなんです。ところが、実際はそうじゃないでしょう。外国、特にアメリカですが、アメリカでは株券そのものを動かさずに、ADRが発行する証券というのか、ともかくそれが回ります。新株引き受けの場合もそれだけが独立して……。だから今度そうい

うようなことにもなり得るような改正になりましよう。いままではそれはなかったわけですが、そういう新株引き受けだけが独立してアメリカで売り出されておつたのでしよう。その場合、ADRは外資法十七条の二による承諾書を取らなければいけません。ところが実際は取っていないでしよう。取っていますか。

○加治本説明員 この法律はADRの場合だけを対象に規定しているものではないでございまして、外国株主に対して引き受け権譲渡の道を開いたわけではございません。ADRの場合ですと、ADRを現実所有しているところ、これは大体銀行ですが、受託銀行がその新株の割り当てを受けた場合、当然受託銀行にいくわけですが、受託銀行が自己の判断に基づいて新株を引き受けてもよろしいし、その新株引き受け権を譲渡して、金銭でもってADR財産に組み込んでいいわけでありまして、それは現実どの程度利用されているかというところは、ちょっと私いま資料を持っておりません。

それからADRの場合でない場合、外国の株主がこの法律に基づいて引き受け権譲渡の方法を利用しているかどうか。それについては私はいま実際の利用の程度を承知いたしておりませんので、もし何でしたら、あるいは国際金融局等では資料があるかも知れませんので、調べまして御返事申し上げます。

○田中(武)委員 外資法十七条の二はADRだけについて規定しているのではないことはわかつています。どういう実際かという、ことについては、東芝の例で見ました場合、外国人株主は、四十年九月の有価証券報告書で、一千六百六十三人であり、そのうち一人がADRホルダー、すなわち名義人であつて、一人の名義人であるのが約千八百人が含んでいる。したがって、外国人の株主の総数が三千四百余人で、その持ち株の比率はおおよそ半ばに達している。東芝の場合はこういうことなんです。だからADRを通じて持っているのと、それから直接株主になっているのとは、東芝の場合とは大体半々だといわれている。相当な利用があるだ

ろうと思うのです。ところがこのADRのときは、あなたがたおっしゃる通りに、外国の信託会社が株主になる。しかし実際は日本の銀行へ株券を預けているのです。そうして別にADRが何か証券みたいなものを発行して、それが流通しているのです。そのときに、新株引き受けの場合にやはりそういうものを発行して回しているわけですが、それはいまから改正しようというのと同じようなことがすでに進められているのです。しかも外資法十七条の二によると、会社の承諾がなければ対抗要件にならない。ところがほとんどがそれを取っていないというのです。そうしたら十七条の二の違反といえますか、これは大蔵省になるのか通産省になるのか知らないが、外資法を管理しておるところが知らぬがら見のしておるといいますか、看過しておるといいますか、そういうふうに聞いておるわけなんです。それなら問題だと思ふのですが、その事情はつかまれていますか。

○加治本説明員 ちょっと私ただいま承知いたしておりませんけれども……

○田中(武)委員 これはどこなるわけですか。私の聞いておるところではそういうふう聞いておるのです。外資法の十七条の二の違反がADRというところから公然と行なわれておる。違反というか、対抗要件を持たないものですね。私の見たところでは、東芝だけを見たのですが、半々ぐらいの率である、こういうふうにかつておるのです。だから相当利用者がいる。しかも今度の改正がADR式といいますが、最初私は、一昨々日ですか質問したときに、アメリカ式観念による改正と日本的なものとのミックスしておると申し上げたが、アメリカ式な改正の一つだと思ふのです。これは改正にあつた、ADRのそういう実態は法務省はつかんでおりませんか。

○新谷政府委員 ADRを発行いたしましたときに、書面による会社の承諾があるかないかというところまでは承知いたしておりません。

○田中(武)委員 そういうふうに私は聞いておるし、ある資料を持っています。したがって、それはこれは国際金融局で調べて報告していただきます。

委員長、はなはだかつてですが、最初に申し上げたように私も都合もございまして、まだだいぶ質問事項があるのですが、どうせ三時までやっても終わらせないので、法案の採決その他はレギュラーの委員におまかせして、法律が終わったあとといえ、葬式が済んでから医者の話のようなことになりませんが、あらためて当委員会において質問する機会を与えていただきたい、そういうことをお願いしておいて、きょうはこの程度にします。

○大久保委員長 本日の商法の一部を改正する法律案に対する質疑は、この程度にとどめます。

○大久保委員長 法務行政、検察行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。坂本泰良君。

○坂本委員 本日は、ただいま問題になっておりますいわゆる春闘の問題に関連いたしまして、国鉄労働組合の福山駅の問題とそれから熊本九州通信局で行なわれましたビラ張りの問題に関連する警察権の不当介入について御質問申し上げます。

最初に、九州通信局の関係でございますが、九州通信局におきましては、大幅賃上げ、不当処分撤回問題にあわせまして、要員、勤務条件を中心とした地方統一要求を九州通信局に要求いたしておるわけでありまして、それに対して九州通信局長は組合との団体交渉には応ぜられない、組合は団体交渉をしたいということで問題が起きたわけなんです。これは四月の十五日の問題でございますが、九州通信局の玄関では早朝から会議用机でバリケードがつくられ、これは当局のほうからです。白腕章の人がきをつくり、職員証の提示を求め入局させていたわけでございます。玄関の内外

にいた白腕章は七、八十人くらいでありまして、通用門を含め約二百人くらい、小雨の降る中をかさをさして、白腕章をつけていない私服の公社職員は、付近の道路に四、五人ずつ一組になつてたむろしていたわけでありまして、これに對しまして、全電通におきましては、その一人が八時ごろから――玄関前のすぐ隣が熊本県の支部になっておりますが、その支部から宣伝カーで、この事態を招来せしめた局に猛省を求めてバリケードで職員の入門を妨害している行為をやめるよう流していたわけでありまして、そのころ、局玄関前にいた組合側は、地方本部役員五人だけであつたわけでありまして、北署公安課員東田、東という方が、私服でこの中に来ておることが判明いたしました。が、玄関前、それから玄関前付近には公社の私服が数十名いたため、だれが警察か、だれが私服か、全く判明しがたい状態でありました。私服警官数名はトランシーバーでひんぱんと連絡をとっていたのでありますが、組合の地方本部役員五人による抗議行動としてのビラ張り、踊り場近くの手すりにビラ張りを始めましたから、公社の私服と白腕章がどつと五人の周囲に集まりました。これは八時二十分ごろですが、ビラ張り開始されると同時に、スピーカーをかかえてマイクを使い始めたけれども、その第一声はあまりに近距離のため声にならずにキーキー言っていたようなありさまであつたのです。そうして私服の警官と一緒になつておるものから、組合員を挑発し始めたわけでありまして、そこで公社の福山、この人は第一人事係長ですが、公社のビレに守られるようにして連呼して挑発をやめようとしたのがつたわけなんです。そういうような状態の中で、組合のほうでは、ビレを張って、そういうことをやめてもらいたいという抗議をしても、聞こうとせず連呼するので、半ばあきらめてこのビラ張りをしようとしたわけなんです。そこで福山がビラ張りをしようとした耳もとに近づいて、ビラ張りはやめろとどなったので、これに對して、うるさい、やめてもらいたい、と顔と体を振り向けた拍子に、手

に持っていたのりのついた拍子に飛んじやったわけなんです。それでそののが島山氏のレインコートと顔に少しかかったわけなんです。それだけのことがいわゆる問題であります。付近にいた北署の公安課長がみずから逮捕する、逮捕だと言って、これは小宮壮介という人ですが、小宮壮介氏の腕をかかえたわけなんです。それに対しては、踊り場付近にいた私服警官は、一時はあつてにらされていたほどであつたのです。どうしてそういうことをするかと抗議したら、いや、逮捕だといふので、熊本北署に強引に連行したわけでありまして。そこで組合の役員がその抗議をして、二、三分で玄関のところへ帰ってきますと、もうビラは完全にはいしまつてきれいになつておつたわけなんです。

小宮壮介氏がうしろを振り向いた拍子にのりのついた拍子が落ちて、その拍子に島山人事係長のレインコートと顔にのりが少しかつた。それで公務執行妨害で北署に連れていかれました。そうして公安課長みずから取り調べに当たつた。県警本部、検察庁に連絡をとり、指示を受けたら、これは公務執行妨害だ、実質はビラ張り行為そのものを、これはいわゆる器物損壊であるべきなのに公務執行妨害で逮捕しまして、引き続き実地検証するというので、ものものしく北署から大勢やつてきてまして、しかも三時間におつた行なわれたわけでありまして、ビラはもうすでに公社側の手で取り除いてあつて、器物損壊ということは、見ようとしても全然ないわけなんです。そういうわけで逮捕されたわけですが、十五日はとめられまして、その翌日、十六日に北署は組合の地方本部にガサを入れまして、証拠品としてパケツ一個を押収して帰つたわけでありまして。そしてさらに十六日とめまして、十七日の午前八時ごろ、身柄は北署から検察庁に移され、熊本地方検察庁は、検事勾留の請求をしたわけでありまして。その理由は、証拠隠滅と逃亡のおそれがあるから下された。そこで検察側は、準抗告をしまして、その準抗告がいれたら、こういう状況

にあるわけですが、組合と九州の通信局との間に団体交渉が行なわれないから、ついにビラ張り行為に出て、そしていま申しましたような島山第一人事係長がそうですが、この方がそばに来て、ビラ張りをやめろと言つたので、うしろを向いた拍子にはけが落ちたわけが少しレインコートと顔にかつた。こういうことなんです。ビラ張りだけにすればこれは軽犯罪です。勾留できないと思つたのです。また緊急逮捕も条件が整わないのじやないかと思つた。まず公社のほうから、なぜ団体交渉を拒否してビラ張り行為までやらせておるか、そのいきさつをお伺いし、さらに、いまの逮捕の問題については検察側のほうにお聞きしたいと思います。

○遠藤説明員 いまの事件につきましては、実はまだ詳細な報告をとおしておりませんので詳細にはわかりませんが、私が口頭で受けました報告によりますと、いま先生がおっしゃつたものとはだいぶ内容が違つたわけでありまして。と申しますのは、御承知のように労働組合法上きめておる団体交渉というものは、電電公社と労働組合との間では正規の労働協約によりまして一定の手続をして行なうことになっております。その団体交渉は一定の手続のもとに当日も現在も行なわれております。いま先生のおっしゃつた団体交渉というのは、名前は団体交渉でございますが、私どもは集団交渉と称しておるものであり、また労働組合の側からいうと、いわゆる大衆行動と称しておるものでありまして、正規の労働協約によつて定められた交渉委員以外に、私どもも熊本で申しますと、現場の局がございまして、当日番に当たつておられない非番者を中心とする数十人の者が、正規の交渉委員でも何でもない人が、通信局長に会わせろ、あるいは、通信局長と交渉したいということで、俗にいう押し寄せてきたわけでありまして。したがういへば、私どもは、成規の団体交渉は、先ほど申し上げましたように、成規の手続に従つて現に行なつておるに、そういういわゆる押しかけ、いわゆる大衆行動というのに対しては、団体交渉を

要請されても、これに応ずるわけにいかないという形で、そのトラブルが起こつたわけでありまして。

引き続きまして起こりましたビラ張りというものも、これも実態は、少しお話ししたと申せんとおわかりにならないと思うのですが、私どもは組合の掲示板でありますとか組合の事務所にビラをお張りになることについて何も申し上げておるわけにはありません。また、場合によっては公社の掲示板に、許可を得られてビラを張られることについてもとやかく言つた覚えはないのであります。現在全通通という労働組合は、御承知のようにパルチザン闘争と称する闘争を指導しておりますので、一例を申しますと、ビラ張りとお申しますが、電話局でありますとか通信局でありますとかにむちやたらにビラを張る、おおよそその人から見ますと、まことに醜態になるまでビラをべたべた張るということを計画的にやっておるものであります。その一つでこのビラ張りを行なつたのであります。それに対して庁舎管理権を保持しております通信局の秘書課の者が阻止いたしましたことに対して、若干私が聞いておるのと違つたのであります。はずみでのが飛んだとかレインコートにかつたとかいうものではなくて、明らかに――まあその場でエキサイトした状態でありまして、当然予想されるのであります。明らかにのりを向こうから故意にぶち当てるといいますか、かけた、そういう状態であつたように私は聞いております。

なご詳細は、現在報告を書類でとつております。○坂本委員 警察の意見はあとにしまして、いま職員局長のお話があつたけれども、私も実はさきおととい県会議員の選挙をやつておるから行つたわけなんです。そこでちょっと要請を受けたものから行つてきたのです。何でもビラ張り行為は朝行つて二、三枚張つただけ、こういう状態にやつたわけですが、その前の日から――この日、十五日が初めてじゃないかと思うのですが、それと、それから私服の警察官が公安課長をはじめ数名来ていた、そして大ぜいの組合員は、すぐ隣です。その間の道路に一ぱいおつた、こういうことですが、局のほうからもうすでに予定をして北署に出動といひますか頼んだかどうか、その点いかがでしょう。

○遠藤説明員 その点は、私も実はいま報告をとつておるところでございますので、詳細にはわかつておりません。

○坂本委員 このいわゆる集団交渉というのですか、これは九州通信局だけにしておられるのですか、全国の各局にやつておられるのですか、その点はいかがですか。

○遠藤説明員 これは、労働組合の中央本部から、期日は忘れましたが、最近春闘にからみまして、いま申し上げたような大衆行動を強化するという指令でございます。指示でございます。出ております。それに基づいて全国的に行なわれておるところと、そうでないいわゆる合法の中でやつておるところと、いろいろございまして。しかし、全国的にはそういう指令が春闘の中で出ておるよう聞いております。

○坂本委員 これは、しかし、集団交渉といつても、組合の隣なのだから、組合の事務所とかその付近に大ぜいおられたけれども、交渉は組合の代表者若干名と局長あるいはその他のポストの方に会いたい、こういう穏やかな要求ではないかと思つたのですが、その点いかがですか。

○遠藤説明員 これは全くそうではございません。いまの通信局のそれは、私どものほうも大体どこでも申しますと中央本部の交渉委員と私どもの本社の交渉委員というのが、相互に名簿を交換いたしておる。それが同じように、いまの九州の例では申しますと、九州電気通信局の交渉委員というものは、正規に相互に名簿を交換いたしておる交渉委員というものが労使双方にあるわけでございます。また、その下のいまお話しした支部も、それぞれ対応して

支部の交渉委員と私どものほうの交渉委員が名簿を相互に提出しているわけでございます。その成規の団体交渉は、当日も現在も行なわれております。当日朝、集団交渉という形で要求を受けましたのは、その名簿外のいわゆる非番者を動員して行なわれる大衆行動として集団交渉を要請された、要求された、こういうことでございます。

○坂本委員 そのことはちょっと違ひのじゃないですか。熊本では、組合から出ておる県会議員が一人と熊本の市会議員が二人おる。この三人が一緒になって、たぶんいまおっしゃったような団体交渉をする場合のメンバーで話し合いを持ちたい、こういうことだと私も聞いておるわけなんです。そこで、これはいわゆる団体交渉としての要求ではないけれども、県会議員、市会議員が一緒になって、そしていよいよ局長と交渉するのは団体交渉のメンバーが一緒になってやるのであって、ほかの者は下に待たしておいてやる、そういうような交渉じゃなかったかと思うのですが、そういうことじゃないですか。

○遠藤説明員 最後の段階ではそういうこともおっしゃったかも知れませんが、最初はそういうことではなくて集団交渉の要請があったように私は聞いております。

○坂本委員 その前日、前々日はわかりませんが、当日の朝はすでに県会議員も市会議員も出ていて、そうしてこの代表といいますが、団体交渉のメンバーが一緒に、全然会わぬで困るから、ひとつ話のいきさつはまた別にしまして、面会だけはして話しようじゃないか、こういうことを県会議員、市会議員を通じてやったのじゃないかと思うわけですね。そこで北署から公安課長はじめ私服の警官が数名来ておるといふのは、これは局のほうで要請したから来ていたのではありませんか。その点はどうか。

○遠藤説明員 この点は、先ほどもお答えしましたように、いまの段階ではまだ私知りませんので、現在調査をしておりますので、後刻お答えすることにいたします。

○坂本委員 穏やかというところは、交渉の道筋ですからあれでしょうが、とにかく県会議員、市会議員が交渉をして、話し合いはしようじゃないか、それでその話し合いは県会議員がいったか、あるいは組合の代表の人がいったか知りませんが、あるいは、そういう過程の中で、調査でわからないとおっしゃるからいたした方がいいけれども、しかし、そういう中で北署の公安課長はじめ私服の警官が数名行くということについて要請があったか、なかったか、いまちょっとはっきりしませんけれども、どうも朝の八時半、最初出勤時間の際ですから、その際警察官がそこに行ったのがどういふ関係で行ったのか、その点おわかりだったらお伺いしたい。

○高橋(幹)政府委員 その点についての報告がまいておりませんが、この種の一般的な原則から申し上げますと、当局者側の管理者の要請によつて出る場合と、それから、そうでなくて、そういう犯罪なりあるいは衝突の危険性があるというような場合には、予防上の見地から警察独自の立場で視察に出るという場合もございます。この場合は、私の手元に報告がまいておりませんので、いずれの場合であつたかここでははっきり申し上げられませんが、一般論を申し上げますと、いま言ったようなことで出ております。ただ、この場合は、九州電気通信局の玄関付近でございますので、外部にやが該当するようなことでありますので、要請があつてもなくても、警察はそれによつて視察をするということとは可能であるというふうに考えております。

○坂本委員 とにかく、この出勤時の際の、当局がバリケードを張っているわけですから、あるいは私はは当局のほうから要請しておつたかも知れませんが、あるいはまた、そうでなくて、ビラ張りについての——これはあとで国労との問題もあるのですが、ビラ張り行為について、それを阻止するために警官が出動したのじゃないか。特に今度のこの春闘については——去年まではビラ張りについてはあまり問題はなかったのです。こ

れは話がつくと組合のほうからも全部きれいに取った。はいでしまえば、器物損壊どころか、かえってきれいになる程度であつたですね。特にこの九州の通信局は、れんがになつておりましたから、張つても、それをはいでしまえばきれいになるわけですね。そういうような関係で、われわれが一番心配するのは、ビラ張りを軽犯罪として、そして張るとすぐはいでしまふ、無効にするために局のほうでやる、それを警察が応援する。こういうようなことのように私も行って話をいろいろうろちろん公社のほうでなくて、組合のほうから聞いたわけですが、どうもそういうふうにかつて聞けるし、全国的に何かこういうビラ張り行為から徹底的に今度はやる、そうして春闘を弾圧してやれ、こういうのが警察庁から全国にいつていふんじゃないか、こういう疑念があるのです。その点はいかがでございますか。

○高橋(幹)政府委員 私も始終申し上げておるように、労働運動に不当に介入するということはどうも考えていないわけでございます。先ほど御指摘になりましたように、今度の春闘にあつて、ビラ張りを徹底的に検査してしまふといううなことは、私のほうで絶対に申し上げておれません。それから、この場合は六時三十分ごろから第一回のビラ張りが行なわれたようでございます。そうしてその際には、労組員は一たん引き揚げまして、当局側が直ちにそのビラをはがしたというところでございます。御指摘になりました八時三十分からの行為は、再び行なわれたというときに、そのビラ張りに関連をして、先ほど御指摘になつたような事実ではなくて、私のほうに報告がまいておられます内容においては、二回にわたつて係長の顔面や胸部にそれを投げつけた、こういうことになつております。その結果、それを公務執行妨害で逮捕をした、こういうことになつておりまして、ビラ張り行為そのものを私も特別に対象にしてやるということではなくして、ビラ張り行為は、あくまで軽犯罪法違反でございますので、その点については、私もはそういう

ことではつきり分けて考えておりますので御了解をお願いしたい、こう考えておるのでございます。

○坂本委員 この問題は、とにかく一度ビラ張り行為をやつたかどうか、その点はわかりませんが、れども、とにかく当局のほうでバリケードを逆に張られて、そうして正面の玄関は締めてしまつて、職員証を持った者だけ中に入れた、そういうことから積極的に当局からそうしたときにできた問題であつて、双方からマイクをやつておるので、それじゃというので、このビラ張りを始めたら、二、三枚張つたところで島山人事係長が「ビラ張りやめろ」こう大声で言つたから、うしろを向いたら、それは少し違ひのようですけれども、私が聞いたところでは、はげが飛んでしまつて、のりがついたわけですが、そこで間髪を入れず北署の公安課長が「逮捕だ」というので逮捕した。こういう現実を——あまりに警察側と当局側の芝居が過ぎ過ぎているように思えるわけなんです。そうして、しかもこのビラ張りだけでは逮捕せずに、公務執行妨害で逮捕する。しかし、公務執行妨害にしても、裁判所は、その検事勾留請求を却下しては逮捕もせずから、ほかの大きい犯罪については逮捕もしないし、暴力問題等も起きておりますけれども、やつていながら、なぜ春闘だけを警察は、ビラ張りからこういう軽犯罪として拘留、科料ですけれども神経質になつてやるのか。そういう点が、正しい組合運動といふことを口で言われますけれども、実際はなかなかそうはいっていないように思ふ。そうはいっていないし、警察が来ておると、よけい挑発を受けるわけなんです。そうすると、局のほうでは、高みの見物だ、こういうことになるわけですから、そこでこの春闘に対する一方的の弾圧だ、こういうふうになると思ふのです。こういう点は、春闘は今後どう発展するか、数日の問題になると思ふのですが、やはりほんとうの軽犯罪のビラ張りから警官がついていて、そうして何かやればすぐつかまえる、こういう方法でやれば、これは組合のほうでは非常に士気を阻喪するということになる。まあそれが弾圧だというわ

けですが、そういうことがひとつないように、もつとやはり、春闘の問題は春闘の問題として、大きく中央を中心として地方もやるわけですけれども、そういう方面は、先ほど申しましたように、去年よりもっとビラ張りや峻烈になつてゐるわけですから、ここはもう少し警察官の介入というのは、労使双方平等にやるべきだ、こういうふうな考へるわけですが、大臣の所見を承つておきたい。

○石井国務大臣 私から特にわざわざ申すこともないくらいにはつきりした問題だと思つてゐますが、労働問題に關してのいろいろな行動につきましては、私どもは非常に公平な立場でものを扱うべきものだと思つております。労使双方に對しまして、公平な立場で見えていく、したがひまして、一方に偏するようないふことは絶対にない、また、あつてはならない、これが當然のあり方でございます。そういうことに従ひまして、間違ひのないようにわれわれは絶えず努力してゐるわけなんです。

いまのような問題等につきましても、私、その話を初めてここで聞きますが、坂本君のおっしゃるのと警察のほうにいままでおる報告としては、内容的にも多少違ひがあるし、見方にもいろいろ差があるようでございます。そういうところを十分に調べて、間違ひのないような、そして、はつきりした姿において法は正しく適用される。法は間違つて適用されるべきものじゃない。適用するやうな法は、どんな場合でも労働者にだけ嚴重に、あるいは使用者側である資本者の側に寛大であるというやうなことがあつてはならない。これは私ども當然のことだと思つております。政府はその方向でいままでやつておりましたし、今後ともやつていく問題だと思つております。これから先も、こういう問題が、間違ひを起すやうな事件がいろいろあちこち起つてくるかも知れませんが、起つてきた問題は取り上げて、公平に取り扱うということには私ども万全の努力をいたしたい、こういうふうな思つております。

○坂本委員 大臣は中央でそうおっしゃるけれども、現場にいくとなかなかそうはいかぬです。大體労働運動については、特に資本主義の現内閣では厳格であつて、一般現場においては、どうしても法の不公平、彈圧、それが言われるわけですが、しかも今度は春闘という問題を控へてのはしりの勇み足も、ずいぶん警察で、あると思うのです。そういうことがないやうに、その振舞態勢が労使双方の解決に重大なる影響を及ぼすのですから、そういう点は、事實を調べてどうしよう——法律の問題よりもその前の大きい問題があるわけですから、ひとつ十分注意してもらいたい。

あわせて広島、福山の問題がありますから、その点の御質疑を山田委員からやりまして、なおあわせて政府の御所見を承りたい、そう思つております。

○大久保委員長 山田駐目君。

○山田駐目委員 いまの九州で起つたビラ張りの不当なる逮捕、彈圧、こういう立場で私たちが見ておるわけなんです、ケースはこれとかなりよく似ておられますけれども、軽犯罪の輕微な事件でございます。それでも著しく人権を侵害する事件でございます。それで、それだけ警察庁のほうに報告がきておるかわかりませんが、事件発生当時の状況を若干申し上げながら質問をいたしてまいりたいと思ひます。

その前に、坂本先生のほうから御質問があつたわけですが、御存じのやうにこしも賃上げがかなり広範に、部分的にはかなり熾烈に展開をされております。激しい社会の中で人間として生きていくために、どうしても正当な手続に基づいた賃上げを得るといふ立場からの爭議行為でございます。今日のような政治、経済、社会の現状の中では、やむを得ない勤労者が到達をしていく次元であると私は考へております。しかし、例年のことでございますけれども、警察庁なり検察庁のほうの合同会議が開かれましたが、何らかの春闘に對する取り締まりの方針——いまの石井法務大臣は人格高潔な方でございますから、私はなされ

るとは思つておりませんが、過去の法務大臣の中には、ときには法務大臣みづからが取り締まりの方向を示された方もあつたやうに考へております。そこで、ビラ張りに対する具體的な取り締まりの指示はなかつたかも知れませんが、春闘全般に對する警察庁の取り締まりの方針というものが、下部の県警並びに警察署に指示されておるかどうか、その点を一点お伺ひしておきたいと思ひます。

○高橋(幹)政府委員 私どもは、先ほど御説明いたしましたやうに、労働爭議に對する警察の立場というものは、御承知のことでございますけれども、今次春闘の問題についても、あくまでも労使双方で解決すべきものは労使双方で解決する。ただ、しかし、それに関連して違法な問題が出てきた場合においては、法に照らしてわれわれは法を適用していくという、従来の警察の立場を各府県の警察に指示をいたしてあります。ただし、これらの適用の問題については、いろいろな点について誤解なり、あるいは不当なことにわたらないやうにということ、いつも申し上げてゐるやうに嚴重に申し伝えておる、こういうことでございます。

○山田(駐)委員 若干気にかかる御発言でございますが、できるだけ介入したくないけれども、一般諸法規に照らして違反事項がある場合には取り締まるという通知は出したというふうにも聞き取れるのでございますが、原則として労働運動というものは、組合法第八條にもございすやうに、民事、刑事の免責がございす。これは今日国際連合に加盟をしてゐる国の九九％が、官公庁労働運動を含めて民事、刑事の免責を取り扱つております。したがつてILOでも、百五號の條約というもの、今日七十カ国近く批准をされております。警察の介入等を含めた強制労働の禁止を明らかにいたしております。私は、これが社会立法として労働運動の原則だと思つておりますけれども、いまあなたのおっしゃつてゐる労働組合の法に照らしての違反の事項というものは、どうい

点をさしてゐるのか、その点少し原則と並べて明らかにしておいてほしいと思ひます。

○後藤説明員 一般原則は、労働組合法の第一條の二項にございす。これはここにございすやうに、「刑法第三十五條の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。」というのがございす。これは一般にあらゆる労働組合の労働爭議、労働運動に適用されるわけでございますけれども、いま問題になつております国鉄の問題につきましては、これは申し上げるまでもなく、公共企業体等労働関係法の十七條によりまして、爭議行為は一切禁止されておるわけでございます。これを受けて、去る昭和三十一年の三月十五日には、最高裁の判決も下りまして、一般的に爭議行為は禁止されております。公共企業体については、これは労働組合法の第一條第二項の適用を論ずるまでもなく、一切爭議行為は違法である、こういう判決になつておるに承知してゐるのでございす。したがひまして、一般の労働組合でありましても、その正当な爭議行為の範圍を逸脱して、あるいは正当な労働運動の範圍を逸脱しまして、それが何らかの刑罰法規に觸れるという場合におきましては、これは警察の責任といたしまして当然捜査をする、こういうたてまえになつておると存じております。

○山田(駐)委員 おっしゃつてゐるやうなことは私承知をしてゐるつもりなのでございすが、まあ高橋警備局長もおっしゃつてゐましたやうに、いまあなたも課長として法律の立場を述べられたわけですが、まあ労働法の通念、労働運動上の通念として、暴力行為にわたる、こういうふうなことは、これは当然正当な労働運動とも認めませんし、そういうことまで含めて労働法で保護されるべきものとは思つておりません。憲法二十八條でいつてゐる勤労者の団結権、団体交渉権その他の団体行動権というものの意味してゐるもの

は、そういう暴力行為を意味しているものだとは私も思っておりません。ただ、あなたのいまの概念の中に、今日日本で起こる労働運動というものが、公安上の立場から見ると、ややもするとそういうふうなトラブルが絶えず起こり得るのではないだろうかというふうな観念があるからこそ、幾つかの準備された出動体制が考慮されるのではないのか。そうであったとしたら、取り締まりの任に当たられる警察庁としても、私はもう少し現状をよく認識してほしい。今日日本に数多くの労働組合がございまして、幾つかの指導団体もございまして、少くとも戦後二十年たつた今日、労使との対決を暴力行為によって解決しようと計画をしておる労働組合は一個だにもございせん。そういうことが前提に想起されて、警備体制をしかれるというあなたの方の認識であつたとしたら、まずその根本をひとつきょうは改めてほしい。人間同士でございまして、ときには激するあまりけんかをするということはあるでしょう。しかし、労働運動対経営者という対等の立場で相対する労働運動の過程では断じてあり得ない。その立場だけは、私は原則として、法を執行するもの、法を守るもの、相互理解が確立をされるところに法治国家としての原則もあろうし、今日のこういう経済悪化の状態の中で、ほんとうに苦しい、内職をしてもどうにもならないという労働者を多数かかえておる労働組合ですら、片りんだにそういう気持ちを持っていないと私は思う。この立場だけは原則として認めてやって警備体制をしいただくということではなければ、あなたが法文の何条何条とお読みになっただけで、あなたの方の立場が十二分に任務を遂行されるものとは私は理解しません。これは余分なことになりましたけれども、そういう立場で公安関係というものは、労働関係というものをなめておいていただかねばならぬということとを前提にひとつきょうは特別にお願いしておきたいと思ひます。

そこで、いまから私が御質問申し上げる事件というのは、この三月三十日に広島県の福山市福山駅構内で起こつた事件でございまして。ピラを構内と電信柱に張りつめた国鉄職員が無警告で逮捕されたというやり方でありまして。若干労働者側がピラを張るというこの事情が起つてきた経緯を述べておきたいと思ひますが、御存じのように当該の国鉄労働組合というものは、昭和二十一年に結成をいたしまして、二十二年までは憲法に定めておる労働三権を保持いたしておりました。そうしてポツダム政令二百一十号によりまして争議権がなくなりました。占領政策として奪いとられていたものでありますけれども、それから昭和二十五年公労法が制定されますまで団体交渉権すらもなかった組合でございまして。ですから、みづからの生活の改善を求め、経済要求をするという基本的な労働者の権利は存在してはなかつた。ところが、公労法の制定によりまして、団結権と団体交渉権は保障されていたものであります。さつき警備隊長が御指摘のように、労働法上という団体行動権、俗にいう同盟罷業なりストライキ権は剝奪をされていきました。その代償措置として労使双方を拘束する仲裁制度が生まれてくるわけでありまして。ところが、公労法は施行されました初年度の昭和二十五年の仲裁規定は、労使双方を拘束するストライキ権の代償制度であるといううたい文句で生まれた第三十五條の公労法の規定がじゅうりんをされて、仲裁裁定未実施というすべり出しから起つてくるのであります。これは皆さん専門家でございましてからおわかりのように、その後東京地方裁判所で行われる違法であるという判決を受けまして、組合側が勝訴した事件がございまして。組合側も御存じのように、国鉄労働組合というのはなかなか巨大な戦力を持つておりますだけに、非常に自主的な歩みを続けようとした組合であります。ですから腹が立つても実力行使に訴えることなく、法定闘争を通して、悪法といえども法であるという認識を持ちながら進めてきたわけですね。そうして二十五年、六年、七年、八年、九年と五年間一度も仲裁が実施されなかつた時代があるわけですね。労働者の賃金は、他の公

社、国家公務員と比べて非常に低下をしいた時代がございまして。これは資料でいつでも証明できることです。そういうふうになってまいりました。昭和二十九年から、これではもうどうにもならぬというところで、一時間なり二時間の労働の提供をやめようじゃないか、ストライキということばは使つておりません、職場の中に集まつて意見の交換をし合おうじゃないかという職場闘争の時代が昭和二十九年に起つてきます。この時代に皆さん御存じの初めて鉄道公安官と警察権の行使が生まれてまいりまして、昭和二十九年の十二月に初めて逮捕事件、刑事事件を構成するという立場の不当弾圧が生まれてきたのです。こういうふうななかで国鉄労働者の権利を満たしていく、生活を高めていくという何らの手段も失つてきた国鉄労働者は、せめてピラでも張つて自分たちの欲求が、現場管理者を含め国鉄総裁を含めて、意向が正しく到達するようにという宣伝を兼ねたピラを張るという動きが起つてまいりました。そのころからであります。当時、国鉄当局はどういう態度をとつていたかといひますと、昭和十八年暮れの、申し上げたような職場集會で公労法十七條の違反として十八條でいわれる組合本部三役が解雇されることになったのであります。それは、当時解雇した国鉄当局の総裁、副総裁、理事なりの気持ちというものは、いまは正確に当時の気持ちを知ることはできませんけれども、かわいそうな気がする、だからその後復職がなされておる人もいるわけでありまして。訴える手段を失つておる国鉄労働者に対して、あまりにいいいことではないけれども、ピラを張ることぐらいは国民、旅客に迷惑をかけることにならないから、まあ張つてくれとは言わぬけれども、張つたものは適当な方法ではがしたり、せめて張るならきれいに張るようにしようじゃないか、こういうふうなやさしさもあるくらいの状態がございました。それから以後、近年の労働争議につきましては、私が申し上げるまでもなく、何か闘争すれば不当なる弾圧を受け、公労法十八條に基づき解雇が統

き、今日国鉄労働組合でそういう立場からの解雇を受けている者が二百四十名をこえております。このことが、さきの国会で問題になりましたILO条約八十七号批准に際してのILO本部に提訴した日本問題ケース百七十九号事件であります。この中には数字が示されてゐる。日本における労働運動の中に関与してきた労働の側から見ると不当の弾圧、それを一体国際労働機関の中でどうながめるのかという立場で、国際連合の一機構である国際労働機関のILOに提起されておる事件でございまして。近來そういうところまで進んでまいりましたが、先般ドレイヤー委員長が日本に見えまして、佐藤総理を含めて日本の官公庁労働者と政府の間には抜きがたい不信感がある。この抜きがたい不信感を解決していく道は何かといふたら、政府代表者と組合代表者とで定期的に会談を持ちなさい。佐藤総理はそれをお受けになりました。そして今日続けられて、第六回を迎えた労使定期懇談会の前身がそこから生まれてきておる。その佐藤総理がお受けになったドレイヤー委員長の報告の中で、次の一文があるのです。この労使の定期的会談の経緯と結果を国会に報告しなさいと書いてある。簡単なようでありましてけれども、国会とは何か。憲法四十一條に定めておる国権の最高機関であるし、立法の府でしよう。その法律をつくり、法律の解釈をきちんと整理をする国会に、なぜ経緯と結果を定期的に報告しななければならないか。日本の労使間に介在している、政府と官公庁労働者の間に介在している不信感というものは、法律の中に問題があるんだという立場がドレイヤーの指摘をした時点だというふうな、今日ではすべて常識的に理解をしております。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

そのように、私はやはりピラ張りという行為が直ちに犯罪を構成をし、逮捕されていく——国鉄労働組合がそういう歴史をもつて、ほんとうにすなおに育ち上がつてこようとするこの素朴な組合の動きに対して、そういう逮捕、勾留という立場を

ある一事件に限ってでもといった警察庁の認識というものは、一体どういふものなのだろうか、それをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○高橋(幹)政府委員 労働問題に対する一般的な原則なり考え方は、たゞいま御説明のようによく了解しておりますが、私どもも労働問題について特別な目をもって警察権を行使するという意味のことはごも考へておられるわけではございません。したがひまして、私どもはもろろん法を適用する場合において、その実際の事情なりあるいは実際の条件なりをよく勘案して法を適用していくという事は、私どもも常々考へておることでございまして、御指摘になりましたような今度の事件につきましては、私どももいたしましては、特別にこれを目的のかたきにしてどうこうせよということではなくて、この事件が発生いたしました結果について、私のほうとして軽犯罪法を適用してビラ張り事件を処理をしたということでありまして、何ら特別の他意を持つておるということではございません。

○山田(社)委員 高橋さんの御理解がまさに今日の現状に適合できるかどうか、これを私が読み上げてみますから聞いてください。

三月三十日に、そのビラを張る指示を受けた約十名余りの者が、何處かに分かれてビラを張っていったわけでありましたけれども、ちょうど逮捕されました高橋という国鉄の職員が、組合の事務所から二十メートルばかり離れておる電柱に二枚目のビラを張ろうとした。そうしたらうしろに、組合員でない私服の誰かが二人いて、張ろうとした高橋君の腕を両方からもぎ取るように引きつけて、そうして周囲にいた二、三人が、おまえだれか、何をするんだという事で、氏名を聞きただそうとし、目的を聞こうとしたけれども何も言わなかった。そうして二人の私服の人間が高橋君の両腕をかかえるようにして、それから二百五十メートル離れておる福山駅前の派出所に連行していった。その途中、旅客のたくさんいるホームを

通り、駅前の繁華街を通り、そうして派出所に連行していつておるのであります。その途中で組合の地方本部の役員なり、福山支部の役員が、一体おまえはだれかというきびしい追及に対して、そばに寄つてじゃまをするとか公務執行妨害罪で逮捕するぞ、おれたちは警察の者だ。初めてそこで警察の者だと言つたけれども、当然、私服が逮捕するときは、警察手帳を見せてからの行為しかできないはずでございまして、手帳も見せてない。こういう状態で派出所へ連行されてまいりました。そうして派出所では、いま国鉄では夜勤をする人、それから冬外に出て雨が降つても仕事をし

ていく人が非常に多いわけではございまして、この人たちにアノラックといつて上に着る外被のようなものを着せておられますが、高橋君はその外被を着ておつたのでございまして、派出所に連行されて、まさに追ひはぎのようにそのアノラックを引きぬがされて、ポケットに入つておるものをみなさらけ出されて、その品物の中には、高橋君が国鉄職員であるという身分証明書を兼ねた国鉄乗車証、写真もつておられます。自動車の運転免許証、お医者にかかる場合の診療券、こういうものも全部そのときにひっぱり出されました。高橋君が何者であるかということも承知ができていたはずであります。一体こういうふうな事情が――現地を私たちが事情観察をいたしました。いま私が申し上げておる事が、ほとんど間違ひなくそのとおりの事情として明らかにされておりますけれども、一体、警察庁のほうでは、この事情をどのように理解なさつておられるのか、それが逮捕する構成の要件を満たしておられるかどうか、この点についてひとつ御答弁願ひたいと存じます。

○高橋(幹)政府委員 私のほうにまいつております報告によりますと、前日の二十九日にすでに、同駅内の踏線橋の側壁の内側に、当局側の警告を無視しまして、ステッカー約六百枚を張つたという事実がございまして、したがひまして、その翌日についても、いま御指摘のようなビラ張りが当時予想されたわけではございまして、そこで、私のほう

にまいつておる報告によりますと、のりパケツ、はけ、ステッカー等を持った国労員十五、六名が参りまして、そうして電柱四本に四、五名ずつ分かれて順次ビラ張りを開始をした。これを見た警察官は、直ちに現場に急行いたしました。国労員四、五名に対して、警察の者だが、ビラ張りをやめなさい、こう警告をいたしましたところ、国労の方々から、ビラ張りが何で悪いというふうないろいろな抗議があつたように聞いております。

なお、この警告の最中に、国労員の一人が、その柱にはけでのりをつけて、その上他の国労員がステッカーを張ろうとしたので、なおやめなさいという警告をいたしました。ところが、一名が――先ほど御指摘になりました高橋という人は加藤正人という人ではないかと思ひますが、私のほうに報告がきておられますのは加藤正人三十七歳でありまして、その加藤は警察官のほうをちらつと見て、そのままこれを張りつけておつたということと、同人对して住居、氏名を尋ねましたけれども、同人は黙して何ら答へなかつたということと、軽犯罪法一条違反の現行犯として逮捕いたしましたことと、そのときに警察官の身分を表示しなかつたのじゃないかという御指摘のようでござい

ますが、私のほうにまづております報告によりますと、警告に際しましては、警察の者だが、こういふことを言ひましたし、また責任者と名のつておられる方がおつたやうであります。その氏名は私のほうも不詳でございまして、責任者と名のつておられる男の方に警察手帳を見せたというこの報告がまいつております。したがひまして、私どももいたしましては、当時軽犯罪法の適用にあたりましての警察側の具体的な手続として、不当にこれを弾圧をしたというふうなことではないと確信をいたしております。

○山田(社)委員 高橋というの、これはあなたでございまして。間違ひでございました。本人は加藤正人です。

いまあなたのおっしゃつておることは、何とかして、やつたことを正当にして、成立の要件を満た

そうとする御苦心のほどはわかりますけれども、当時の現地の事情はそういうものじゃございませぬ。一体、鉄道の構内に私服の警官がお入りになるときは、多数の旅客が乗降しておられますので、旅客と間違えて三倍の運賃を取られてもいけませんし、警察手帳を見せたからといって、無賃バスにはなりませんからね。だから、立ち入る場合には、営業でございまして、そういう配慮もございまして。いま一つは、非常に危険でござい

ますから、鉄道の構内に立ち入ることは、鉄道営業法でも罰則規定ができておるほど厳格にされております。そういうところに警察官がお入りになるときは、どういふ手続をおとりになるのか、ここで一ぺん教えていただきたいと思ひます。

○高橋(幹)政府委員 原則論をいたしまして、管理者と連絡をして入るわけでありまして、あるいは管理者の要請に基づいて入るということとありますが、この場合は、事前に駅長と連絡の上構内に入つておると私どもは報告を受けております。

○山田(社)委員 どういう御連絡をなさつたわけ

でございませうか。

○後藤説明員 先ほど局長から御説明申し上げましたように、前日、三月二十九日に踏線橋の内側に数百枚のビラを張つたという事実がございまして、同日、署の警備課長が駅長、公安室長と会つておるやうでございまして。その席上で、きょうこんなに張られた、あすもやるかもしれぬ、よろしく頼むというふうな話がありました。それで、私どもはうで聞いております報告では、同日、警部補以下九名の者がホームで見つておつたのであります。その入り方は、入場券を買つて入つたやうでございまして。しかしながら、いま先生御指摘のやうに、入場券はホームには入つてもよろしいでしようけれども、ビラ張りの現場にという問題ではまたおのずから別個でございまして、当然管理者の意思いかんにかかわらず、この場所に立ち入ることができるといふことが刑法のたてまえでございまして、また、それができませんでも、前日

そういう話があり、また当日重ねて駅長に会って話をしておるわけでございますので、また管理者側の承諾もあったというふうに私どもは理解をしております。

○山田(証)委員 国鉄当局、八川労働課長以外にどなたかお見えになっておりますか。——いまの事件に關してどういふ報告がきておりますか。

○八川説明員 大体においてたゞいま御答弁のあったような趣旨の報告がまいっております。たゞいま警察のほうからのお話のような内容の報告がまいっております。

○山田(証)委員 あなた、ここは国会ですよ。団体交渉をやっているような氣でいてはだめですよ。岡山鉄道管理局長の書面、岡山駅長の書面、ここにあるのです。だからそれはいいですよ。あなたのわからぬことはわからぬと言ったほうがいいですよ。ですから、警察のほうで言っていることとはば同じだなんて言っている、今度あなた別の立場が出てきます。私はあなたに一つ苦言を呈しておきます。

福山の派出所のほうから二十九日、三十日、いまのビラ張りの件について鉄道管理局と話をしたという事実はなさそうでございます。三十日の朝八時半、駅前派出所の警部補でございまして、うね、大下という巡査がもう一人の巡査を連れて駅長室に来て、きのうはだいいんビラを張ったようですね、きょうも張るかどうかいかがでしよう。いや、きょうも張るようなことを言っておった。それだったら、ひとつ私のほうで駅構内を回ってみたい——これは大下巡査のほうですよ。回ってみたいから構内に入れてくれ。ビラを張っている事実が現認できた、これは軽犯罪という言い方を片側で言っておられるようでございますけれども、現認できたら駅長さんか助役さんに連絡いたしますから、駅長さん、助役さんのほうでひとつ処理をしてください。そうですか、それはたいへん御苦労ですな、ひとつ中に入らせて見てください。こういうふうな許可を与えた。許可を与えたから、一般で駅構内に立ち入る場合に行なり許可

証を与えなかった、許可証は書かなかった、こういうふうな駅長は言っておるわけでありまして。こういう印刷も来ておるわけでございます。

そこで、八川さんも記憶しておいてほしいのだけれども、岡山地方本部の組合の委員長と岡山鉄道管理局長並びに総務部長との間には、国鉄用地内に警官を入れて労働争議に介入をさせようとするときには、組合側とも事前に話し合いを要するとの構内でそういう不祥な事故を起こさないように、組合側も嚴重に戒めると同時に、鉄道管理局当局側もそのような配慮をしてほしいという申し合わせができております。いま私が労働運動の原則一般をなぜ冒頭に申し上げたかという、今日の国鉄労使紛争の中に警察官が介入をして、逮捕権を發動しなければならぬような事件は起こっておりませんよ。品川の裸事件がいい例でしょうが、そういう事件は起こしていない。将来も起こらないでしょう。それだけのことは国鉄労働組合も嚴重に自戒しておりますし、日本の労働組合全体も自戒しております。そういうことをやることによってどれだけの社会的信用を失うかということをよく承知しているからです。決して労働運動にプラスにならないと思つてゐる。だから、岡山の地方本部の委員長と岡山管理局長とがそういう申し合ひををしたというの、私は当然だと思つて、よく氣持がわかる。そういう氣風一般が岡山鉄道管理局管内の職場のすみずみにまで、管理者まで含めて行き渡っているのです。だから、こういう不当な逮捕をするものだから、構内に入つてちょっと見てきます、ビラを張っておいたら連絡しますよと言つたから許可したら、入つて逮捕して連れて行つてしまつたと言つて、駅長も保線区長もおとなすか。派出所に行つてみると、アノラックをぬがして、上着をぬがして、ポケットのものを全部出させて、総数三十くらい入つておりましたこまいものは全部取つて、そうして証拠品として押収をして、そこで氏名もよくわかるのに、逃げも隠れもするわけじゃないのに、派出所から

十時前本署から来たジープ三台に乗せて本署に連行して行つておるじゃないですか。そうして駅長と保線区長とが本署にまたかけつけていつて本人をもらひ下げをして帰つてきてゐる。ほんとうに予期せぬことだつた、こういう述懐をしておるじゃありませんか。警察のおやりになつたことの合法化を——高橋さん、さつき手続に間違いないと述べられておりますけれども、現地の起こつておる多くの意見というのは、一体警察というのはいふやうに警察になつていくのだからか、事情を新聞が報じ、ニュースが報じて受けた地域の人々の感情の中に、ビラを張つたからという逮捕されるやうな世の中になつたのか、軽犯罪をきめておる項目、約四十項目ございまして、こういうものが全部ばしばしば逮捕されていく世の中になつていくのだからか、こういう警察に対する不信感を起こした事件でもあるのです。いま私が申し上げた事柄、特に鉄道管理局の狀態について、もう一度高橋さんの見解なり、八川さん、あなたの見解も述べておいてください。

○高橋(幹)政府委員 その前にお断り申し上げておきます。いまだかつて労働争議に關連して犯罪者が出ていない、こう仰せられておりますが、昨年の春闘の際にも非常に残念なことでございまして、たけれども、五十何件、七十何名の威力業務妨害あるいは公務執行妨害という事件が発生したことは御承知だと思つてございまして。私もももろろんそういう点については慎重な配慮をいたしておるわけでございます。

また、いまの事件にいたしましても、御指摘のやうにやみくもに犯人を連れていつてどうこうということではございせんので、一応現行犯人としてその場で同人を逮捕いたしましたけれども、そこで同人から住所、氏名、その他の点について何ら得られなかつたということで本署で取り調べたわけでございます。そこで初めて身分關係と犯罪事実が、明らかにになりましたので、御承知のとおり十一時五十分身柄を釈放しておるというところでございまして。

さらに、岡山管理局の中で、いわゆる管理者と組合側においてそういう申し合ひが出ておるというところは、私は残念ながら承知いたしております。したがうして、その点についての私の答えは何とも申し上げられませんが、そこで行なわれる労働争議というものについてやみやたらに警察が介入するというものであつてはならないという意味でございまして、いわゆる争議に關連いたしましては法秩序無視ということがあつた場合においては、これは警察として當然の立場として、法秩序無視の部分につきましては、嚴格に法を適用しなければならぬという基本的な立場で申し上げれば、そういう場合におきましても、私どもといたしましては、警察の立場で法を適用していくということでございます。ただ、しかし、この問題につきましても具体的な現場の處理の内容については私も承知いたしておるもので、これ以上私から釈明なりあるいは説明を申し上げることは差し控えたいと思つて存じます。

○八川説明員 私のほうもそういう取りきめが勞使の間で行なわれておつたというお話は、たゞいま承つたのが初めてでございまして、そういうものがあつたのかどうか取り調べたいと思つておりますが、それ以外の問題といたしまして、一般論といたしまして、こういう不測な事態が構内で起こらないやうにという意味で両者が話し合ひをしたという意味であればよくわかると思つてゐます。具体的にそういう取りきめがあるということは、たゞいま初めて承つたということでございます。

○山田(証)委員 八川さんのほうは、あなたも労働課長をおやりになつておるからよくおわかりと思ひますけれども、できるだけ不祥事件を起こさないやうに……。私は裏側から全部お話し申し上げてもけっこうだと思つたのですけれども、警察が出動なされば、何べんか事前に打ち合ひをして、実行行使をされる前に全体の取りまとめをするという配慮をしてみたり、幾つかの實際の場面に即して取り扱ひがなされておるということはあなた

もよく御存じのとおりなんです。だから、私はそういうことを国会の場で取り上げてどうしようとする気は毛頭ございせん。ただ、今日の国鉄の労使紛争の中で、直ちに刑事事件を構成していくというふうな事柄というものは、あつてもならぬし、起こさしてもならないし、そういうことを労使双方はやっぱり厳密に自戒する必要があるという立場から言っている。ただ、今度の場合は、これは高橋さん、あなたがおっしゃっていることを——実は、私は警察権力というものはたいへんりっぱなものだと思いたいのですよ。思いたいのですけれども、こういう事件にぶつかると、日本の警察権力というものは一体どういう本體を持っておるのかという不信感がしみみ出るのです。それは、いまあなたもおっしゃってましたように、いわゆる話だけ何って、緊急逮捕の要件を満たしておると思えない要素があるくらい、事柄が事柄でしょう。しかも、鉄道構内の駅の中に入ってきた、たまたま私は歴史の一端をちょっと申し上げたように、労使紛争をやっておって、賃金問題を要求しておって、汽車をとめるストライキはできないし、やったら威力業務妨害と言つてあなた方は連れていくし、結局ピラを張るという闘争になってきました。ピラを張るというところについては、当局のほうは張っちゃいかぬと警告をするが、それ以上のことは、お互いが済んでしまつたら一緒に話し合いをして、いろいろな思い出を語りながら話し合いをして、はがしてあとをきれいにしておる。この程度の事柄です。同じ鉄道の構内で経営者と労働者と二つに分かれておつて、できるだけ労使の間もまたまていく労使慣行を築き上げていく、これが正常な姿なんです。そこにあなた方が頼まれもせぬのに入ってきて、そうして二枚目のピラを張ろうとしたところを両腕をひつかまえて逮捕していく。広島県警本部長の話ではないけれども、電柱でピラを張ろうとしたときが逮捕の着手である、派出所で逮捕を完了したという言い方をしている。これは一体何ですか。それほど警察というものは

自由自在に人間を縛れるのですか。少なくとも人間でありますと、ピラを張つておつたこの加藤正人君に対して、警察手帳を見せて、ピラ張っちゃいけません、あなた、何という人か。——少なくとも二回なり三回制止をし、注意を与えて、そうしてどうしても言うことを聞かなければ法に基づいて処理する道もあるでしょう、逃げも隠れもするわけじゃないのですから。国鉄で月給くれる以外に月給くれるところはありませんよ。その人を、あとから調べてみますと、向こうのほうにいた人に対して手帳を見せて、警察の者だと言われたという姿が出ていますけれども、逮捕された本人である加藤正人君に対しては、そういう警告も、制止も、身分を明かしたことも、名前を聞いたことも、少なくとも逮捕の着手に入られたと言われた時期にはないのです。その点は、派出所のやりとりでも明らかに言つてみましよう。逮捕した理由を明らかにせよ。——これはほかの人がしたのです。建物にピラを張つたから逮捕したのだ。——第一線の警官は、ピラを張つたそれ自身が逮捕理由になつて居るのです。他人の建物とは一体何のことか、駅の構内はおれらの職場ではないかというところを言つたら、おまえのものじゃない、あれは他人のものだ。こういうやりとりをして、管理者が駅長だから、駅長の要請なり申請があつたのか。それはないと答弁しています。だれの命令か明らかにせよと言つたら、署長の命令だ。署長は転勤してきたばかりじゃないかと言つたら、上司の命令だ。こういうやりとりをして、だから、逮捕の理由というのは、軽犯罪法の緊急逮捕の要件を備えておりません。ピラを張つたから逮捕しているのです。しかも労使紛争の鉄道構内の中で二枚目のピラを張ろうとした。しかも駅長がおつたまげて、すぐもらひ下げにいかなければならぬという気が起きた。これが一体正常な状態かどうか、局長、もう一べん言うてください。

○高橋(幹)政府委員 おことばを返したいへん申しわけないのですが、ただいま御指摘になりましたような具体的、詳細な報告が私どもにもまいつておりませんので、それらについてはいろいろお調べになつた経緯もあるかと思ひます。ただ、私どもの当然の理解といたしましては、先ほど来私どもも申し上げておりますように、駅構内に立ち入るなり、あるいはそれらの事案を処理する上においては、駅長等に対する事前の連絡というものについては十分にしたものであるというふうに理解をしております。あるいは駅長があとでもらひ下げに行つたということも、私どもの解釈を申し上げれば、やはりそれは自分の関係者がそういう場合にあつた場合においてはそういう態度をとることもあり得ると思ひますので、その事前の要請というものが即ないものというふうに御判断をされるのはいかかかと思ひます。私どもは、当然そういう意味で事前の要請もあり、さらに事案を処理した場合におきましても、警察として当然警告をして、その警告の結果やめていたなければそれは一番よろしいと思ひます。それは、御指摘のように、確かにやみくもにすぐこれを逮捕する、あるいは検挙するということではなくて、事前に十分警告をして、それによつてやめていただくということ——われわれ警察としては、その事態をなくするということがあくまで目的でございますので、それは私も平素からそう申しているわけでありまして、ただし、警告を無視して依然としてそのピラを張るという行為があつた場合においては、警察官の警告を無視するということがはわれわれ警察官の立場としてもいかかかと思ひますので、私どももいたしまして、当時の逮捕その他の手続に関しては、あるいは御指摘のような細部にわたつての十分配慮の行き届かなかつた点があるかと思ひますが、私どもにまいつております報告においては申し上げたようなことでございまして、この問題について私自身が第一線を不当にかばつて居るというふうな誤解されては私も遺憾だと思ひます。私どもは、第一

線の警察の執行について御指摘のような点があるとするならば、もちろんそれについて自後十分注意をするということについてやぶさかでないと思ひます。私どもの現在受けております報告についてはいま申し上げたような点でございまして、この点御了解を願ひたい、こういうふうな考へるのでございまして。

○坂本委員 ちょっと関連して、軽犯罪に対する緊急逮捕の問題ですが、あのときは、二枚目を張ろうとしたら、こらつと言つて両方からつかまえて、線路を渡つて、そしてホームに上がつて——私現地に付つてきたのですが、跨線橋があるわけですが、跨線橋を三段ばかり上がったとき、橋を踏んまえて、何だ、放せ公安室へ行くから放せと言つて組合の分会長が何か組合の人が、それは放しなさいと言ふのを無理にやつて、こらやつたら、一人の私服の警官が両方を持って足をかかえて、はしご段を上まで上がった、跨線橋を渡つて向こうに行つて、そして今度駅の表側に行つて、人の多いところに引つぱつていった。私、無罪になつた裸事件のとき、ちょうど法務委員会、あれはとんでもないことだと言つたのですが、ふる場からホームをずっとふんどし一つで連れていって、公安官の部屋に連れていった、あれと同じような状況なんです。ですから、これは何とあなたが言われれば、逮捕する人がおれは警察官だ、張つたら逮捕するからだめだと言つて、なおやろうとするならば、そのときに逮捕を執行してもいいですけれども、そういうことをせずに、もう張つたからというので、連れていって、いみじくも交番では、ピラを張つたから逮捕したんだ。ピラ張りだ。何も警察官の指示も何もしていない。警察だと言つて警察手帳を見せたのは、ずっと離れた別の組に言つています。ですから、これは何と云つても、われわれの問題にするのは、こういうことで警察が出しゃばり過ぎて、出ししゃばりも出ししゃばり、もうその現場に行つて、そうして無理やり連れていって、それで本部長と一緒に警備局長もおいででしたが、

それで、私、聞いたんです。大体緊急逮捕はどこでしたかと言ったら、派出所で終了だと言う。それで、どこで始めたんだと言うと、その始めたところがわからないわけなんです。そういうようなところが全国にあっても困るし、それに似たような問題が、九州に今度行きましたら、九州にありますね。のりを少しひっかけたかどうかで、公務執行妨害というのにつけたりで、ビラを張ったそれ自身に対してもう警察は逮捕する、こういう腹があるからそういうことが実際に起るわけなんです。全くこういうことをされたら、何といってもこれは労働者に対する弾圧ですよ。ですから、緊急逮捕のこれは大きな問題だから、私なんか一緒に調査に行つたわけですが、この点はやはり調査されて、もう今後絶対ないようにしてもらわなければいけません。そう思うから、関連質問でちょっとあれしたわけですが、それはひとつやってもいいんですが、どうですか。

○後藤説明員 どうも私どものほうで受けております報告と、両先生のおっしゃることが、だいぶ実は違ふようございまして、私どものほうで受けておりますのは、別に離れたところで言つたのじゃなくて、もう現に被疑者が逮捕されたその近くで、聞かせるところで、警察の者だと言つて手帳を示して、警察の者だ、何でビラを張るんだ、こゝう言つたら、ビラを張るのが何で悪い、判例ではいいとあるじゃないか。こういうところへ張ると検挙するぞ、こゝう言つたら、のりをつけた人は逃げてしまったようございまして。ところが、この被疑者はちやうど逮捕した警察官のほうを見ましたが、そのまゝ警告といふことが、検挙するぞと言ふのにもかかわらず張つたといふことございまして、局長が先ほど申し上げましたように、警察官の面前で、やるなと言ふのにやられてしまつては、どうもこれは何としても処置せざるを得ないといふことで逮捕した。それで、あなた一体このだれだ、こゝう言つたところが、黙秘しておる、こゝういふことございまして、これは刑事訴訟法によるところの現行犯逮捕が可能であ

る。軽微な事件でありまして逮捕する場合があり得る、こゝういふことございまして。それで、あとで取り調べの過程でわかつたのでありますけれども、これは本署に行きましてからそのとき住所氏名をたしてあります。そして、何であのとき住所氏名を言わなかつたのかと聞きまして、こゝういふことが、いやそれはこゝういふことを聞かれても黙つていふといふふうな指示されたので黙つていた、こゝういふことを本人が言つておるようございまして、どうも現場でこのだれであるかといふことを明らかにするといふことにはなつておりませんので、軽犯罪でありますし、現行犯逮捕の要件はそろつておりますので、そういうことになつた、こゝういふことございまして。

○坂本委員 冗談じゃないですよ。私なんか調べてきたんだから。逮捕するなら逮捕する者に対して示さなければいけません。さういふこと。ずつと二間か三間離れた先で手帳を見せておる。緊急逮捕は現場で聞かなければならぬでしょう。何もかも聞かずに、二人で人のおる路線橋を連れていって、交番で尋ねておる。交番ではもう、さつきの山田委員のあれがあつたように、身分証明が何か出しておるから、氏名なんかわかつておる。ビラ張りといふことで逃げたらしいから、絶対、軽犯罪に対するところの緊急逮捕の要件は二つあるのですが、二つとも満たしてないと思ふのです。こんなのは、何かいま修飾した答弁でごまかされるようでは、これはできないと思ふのです。これはひとつ向かうの報告はそんなふうになつておるかわからぬけれども、実際はそうじゃないから、もう一回再調べして――再調べするまでもなく、これはあれでしよう。電柱の柱も駅構内の柱なんですよ。一般の柱でも何でもありません。だからこゝういふ点は言ひわけで済まされぬから、ひとつ絶対今後ないようにしてもらふねと困る。あわせてその所見を聞いておきたい。

○高橋幹政府委員 確かに私のほうの報告の内容と先生方のお調べになつた内容と非常に食い違つておるわけでありまして、この食い違いを、こゝで私も主張し、先生方も主張されても、あるいは平行線になるかと思ひます。もちろん私も、その実際の事実といふものを取り調べの過程なりあるいは捜査の過程で明らかにすることがやはり大事であります。したがらば、私も、私ももちろん第一線の言うことをそのまゝするのみにするといふような安易な態度をとるものではないと思ひます。したがらば、ただいまのような、私どもも現在受けております事実は事実として御承願つて、今後もちろんこの種の事件のいろいろな処理のしかたといふものについては十分私どもも検討したい。しかし重ねて申し上げておきますが、私どもはいたずらにビラ張りのみを弾圧するといふような意図はこゝうも持っておりません。したがらば、全国的にこの種のことを大いにやれと私どもは通牒を出してもおりませんし、むしろ街頭におけるビラ張りの取り締まりを適正にせよといふ意味で、いろいろ判例も出ておることでありますので、これらの点につきましては警備課長からも、だいぶ前でありまして、それらの取り締まりについての公正を保持するように通達をしております。したがらば、私どもはそういうふうなビラ張りのみを春闘に因連して労働運動を弾圧するといふような意図はこゝうも持っておりませんことを、重ねてひとつこの機会に御了解を願つておきたい、こゝういふふうに思ひます。ただしかし、先ほど来申し上げましたように、警察の労働争議、労働運動に対する立場については、私がしばしば申し上げたとおりでございます。

○山田(社)委員 いま加藤君が警察のものを言つたやういふ、黙秘を使つたといふふうな幹部から言われたといふふうな言われ方をされておりますけれども、私はやはりものををのち上げるのには、もほどほどにしてほしいといふ気がするのです。加藤君が派出所で逮捕してゐるでしよう。私は一べんも警察から制止されなかつた。手帳も見せてもらつていない、張つたらいいか、張つたら逮捕すると言われるなら、私の五メートルか八メートルうしろに役員がおりますから、役員に相談に行きます。こゝの人は、皆さんのほうにも調査の身上が来ておるかもしれないけれども、別に政

です。一つのとりもの陣じゃないですか。私服の警官に指揮者までつけて八名も構内に入れて、

一体何を視察する、何を一体駅長に連絡なさろうとしたのですか。このことを広島県警本部長にもいろいろ話をしました。そのことについては答弁がございせん。普通私たちは国会で仕事をしております。地方警察行政にも多少関係する

とがございせん。地方警察行政にも多少関係するところがありまうけれども、ビラを張った、あるいは軽犯罪に類するようなことで、指揮者をつけて八名もの大捜査陣がつくられていくというところは、私は例を知りません。たまたま春闘という一つの

労使の賃金紛争の争いの中に、指揮者を含めて八名という人がビラ張りの現地を視察するというかっこうの中から生まれた逮捕事件、こういうものをつなぎ合わせてみますと、これは局長、厳重に警察の運営というものについて、詰めるところは詰めて検討していただきますと、必要なら不信感を買いまして、ビラ張りを駅長なりあるいは建物管理者に言つて、指揮者をつけて、八名も十

名も派遣したという例が過去にございまして、私も戦後二十年近く労働運動をやってきましたけれども、一度もぶつかったことはない。それほど最近の警察行政というものは、警察官職務執行法の五条というものの関係の中で、どのようにみずからの職務を執行しようとするのか、予防なのかそれとも警告なのか、そういう措置を飛び越えて直ちに逮捕権を行使するのか、そういう疑惑すら持ちたくなる、そういう事件なんです。私は法律

家ではありまうせんし、専門家でもございせんけれども、そういう疑惑を多くの福山市民が持つほど今度の事件というのは警察の明らかな行き過ぎである。しかも人権問題にまで発展する条件を備えておる。その過程における逮捕の状況、派出所においてアノラックを引きぬがすようにしてぬがして、みんなの目で見ている前で、ポケットをさかさまに振るようになっている、そういう人権無視の状態

というのがありますか。警察官職務執行法のどこにそういうことが書いてありますか。局長の答弁と、人権擁護局長の御意見もあわせてお願いいた

します。

「大竹委員長代理退席、委員長着席」

○後藤説明員 局長からあとで御説明があるかと思ひますが、事実関係でございまして、私から先に御説明申し上げたいと思ひます。

構内に入りましたのには、私も聞いておりますのは、八名ではなくて、大下警部補以下九名であつたのであります。九名はいかにも重々しいではないかというお話でございまして、先ほど局長からお話し申し上げましたように、前日すでに数百枚のビラを張つていたという事実がござい

ます。これは二人や三人ではなくて、相当多数の者が出てくる、こういうことで、やはり少数の警官が出向いたのでは現場にトラブルが生ずるであらうというところで、その程度の者が適当だと考えたものであらうと思ひます。現に、先ほど先生おっしゃいましたように、この被疑者を逮捕しましたときに、被疑者は足をふんばつて、また付近におりました四、五名の者は執拗につきまとい

て派出所まで来ておるといふ状況でございまして、やむを得ず被疑者を警察までやつと連れてきた、こういう状況であつたやうでございまして、あながち九名は、こういう被疑者をとらえるのにきつめて大げさであるという非難はいささか——それは事実かういふことでございまして、やむを得なかつたものと私も考えております。少数の者が出て、逮捕時におきまして無用のトラブルを起こしました例は過去にもいろいろござい

ます。現実には逮捕されました者は一名でございまして、現実に逮捕されました者は一名でございまして、九名はなるほどおっしゃるやうに多過ぎたと思ひますけれども、現に当日ビラ張りに参加した者は十四、五名でございまして、その程度の者はやむを得なかつたものと考えております。それから派出所で捜索、身体検査をいたしましたわけですが、これは警職法のつとりにあつた逮捕時におきま

す身体検査と申しますか捜索でございまして、これは法にのつとつた適法行為でございまして、たゞ先生おっしゃいますやうに、四、五名の者が被

疑者を牽連と申しますか、非難、攻撃のために派出所にまで来ておるといふ状況でございまして、から、その見ている前でそういう状態であつたかどうか、これは私も承知しておりますが、もしさうなことでありましたならば、これは適当でないと思ひますので、今後十分戒めたいと思ひ

ます。

○堀内政府委員 いまの福山駅構内のビラ張りの事件につきましては、私も法務省のほうにとりましまして、いままで現地の広島法務局でも申告もありませんので事件として取り上げておりません。本日この委員会へお呼びになりましたので、初めて事情を警察につぎまして問い合わせまして、そして承知したやうなわけでありまして、御質問のやうな点につぎまして意見として申し上げることはまだできない段階でござい

ます。

○山田(駐)委員 後藤警備課長の話を聞いておりますと、ビラを前日五、六百枚張つたから、大下警部補以下九名の大捜査陣をつくらせて駅構内に乗り込んで、翌日二枚張つたところを逮捕した、こ

ういう一語に尽きると思ひます。警察官職務執行法のどこに書いてあります。五条を讀んでみましようか。軽犯罪を逮捕する場合に、さつきから坂本先生も言つておられるやうに、まず予防のための手続、制止を行ない、事前に警察手帳を見せて、そういうところへビラを張つたら逮捕されま

すよというところを懇切丁寧によく伝える、一般の国民というものは法律に暗うございまして、知らなかつたからといつたつて、法律は罰則の手をゆるめてくれません。だから法の執行をやつていく警察官といふものは、そういう制止を行ない、事情をよく理解させて、それでも言うことを聞かぬといふときには逮捕すべきでしよう。その道は許されておる。いまあなたがございまして、い

うことを言つておりません。しかし、あなたのところに来た書面にはさう書いてあるといふんだから、私はそれをでつち上げたいのです。いずれはつきりしたいすこととでございまして、くれども、私たちが少なくとも現地の事情を見、国会で追及するといふときには、やはり物事に確信を持たなければ追及しませんよ。そういう立場で申し上げておる私たちの気持ちというものが、あなたの答弁によつてはまるきり顔をさかになでられてい

るやうな気がします。だから高橋局長のおっしゃっているやうに、事情をしっかりと確かめていただいて、やはり手続、執行などに誤りがあれば誤りを正すといふことがいふ一番私は大切だと思ひます。お互いに言つたことを意地になつて押し通していくやうな警察行政が遂行されていくことは断固として許せません。誤りは的確に正していただ

きたいと思ひます。

第二点の問題として、あなたが大捜査陣をしいたという理由の主因は、翌日たくさんビラを張つた……東京都内に、張るべからざるどころにどんなビラが張つてあると思ひますか。毎日大捜査陣を組んで歩きなさいよ。少なくとも憲法二十八

条に基づく国鉄労働組合は、争議権、ストライキ権は奪われておるけれども、憲法二十九条の私有財産権に對比できる労使対等権は持つてゐるのですよ。その労使対等権が法律の手続に従つて、争いが最終の舞台である調停、仲裁に移行し

うとするときに、しかも、国鉄当局との間では、団体交渉が当事者能力といういわれもなき理由で、団交権が否認をされておるといふ現状を片側でつくり出しながら、さうして下部で法律で禁止して

いないビラ張り活動を争議行為の段階で禁止して

いふことが、労働法上のたてまえからいふと、あなたの言う軽犯罪を構成するかどうかかわかりませんよ。いずれこの問題は将来明らかにされていくべきものでありまうけれども、国鉄当局がかつこうやうビラ張つてくれよ、あまり不細工に張るな……いま本社の労働課長が来ておりますけれども、国鉄本社の建物の内外にもべたべた張ら

うことを言つておりません。しかし、あなたのところに来た書面にはさう書いてあるといふんだから、私はそれをでつち上げたいのです。いずれはつきりしたいすこととでございまして、くれども、私たちが少なくとも現地の事情を見、国会で追及するといふときには、やはり物事に確信を持たなければ追及しませんよ。そういう立場で申し上げておる私たちの気持ちというものが、あなたの答弁によつてはまるきり顔をさかになでられてい

るやうな気がします。だから高橋局長のおっしゃっているやうに、事情をしっかりと確かめていただいて、やはり手続、執行などに誤りがあれば誤りを正すといふことがいふ一番私は大切だと思ひます。お互いに言つたことを意地になつて押し通していくやうな警察行政が遂行されていくことは断固として許せません。誤りは的確に正していただ

きたいと思ひます。

れた時代があるんです。かこつうよう張つてくれ……。わずか一日か三日、数日の間これによつて争議権を奪われておる。労働組合の要求を通すための主張点がここにつなげていくのが……。一日も早くこのことを認めてやりながら労働争議を解決することのほうが、国鉄当局としては効果があるものだと思つたのかもしれない。だから争議が終りますと、すぐ急いで労使双方一体になつて今度ビラはぎをしていくわけです。あどきれいに掃除しておるわけです。ですから一般の状態の中に発生をしていく他人の建物にビラを張るという事態と——ストライキを決定して至大な被害を財産に与えたとしても、正当な争議行為である場合においては、民事、刑事の免責を受けておるといふ労働法の精神というものが、公労法にも受け継がれているけれども、八条で国鉄労働組合にはストライキ権がない。同盟罷業の権利がない。そのほかの団結権なり団体交渉権というものは厳然として対等の立場で残されておるのだ、こういう立場からあわせてながめてみましたら、前日に五百枚張りやがったから大下警部を先頭にひとつ大捜査陣を張ろう、こういうふうなことが事、労使関係に関する限り不当なる介入の性格を帯びてくる。しかも、それが問答無用式の逮捕権の行使をなさると、ますますその色彩を強めてくることになるわけです。私はきょうここで労使問題一般についてお話ししようとは思いませんけれども、現実起こつた福田事件というものは、そういう性格を背景として持つておる。全部じゃございませんで、しょうけれども、そういう要素がきわめて濃い。いまの逮捕要件を満たしていく条件もそのとおりでございます。派出所の中における身体の捜査もそのとおりでございます。駅の中に入っていくという手続もまさにそのとおりでございますから、駅長、保線区長がおつたまげてもらい下げに行く、こういう一連の事情をどうか正確にまずなめる努力を私はしてほしい。その努力で必ず私が申し上げた方向の結論に真実を見つけていただくことができると思ふ。その段階で誤つた

ことに對しては嚴重な警告と手続をし、二度と正常な労使紛争に介入をしたといわれるようなことのないように、警察行政というものが完べきを期していただくように、特に私は鋭く、きびしくお願いしておかなくちゃならぬという気持ちでございます。

これで私の質問は終わります。

○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は明二十二日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

昭和四十一年四月二十七日印刷

昭和四十一年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局